

令和4年第4回山江村議会6月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	6 月 8 日	水	本会議	議会議場	午前10時	・開 会 告 ・報 告 ・提案理由説明 ・質 疑
			休 会	役場大会議室	午後1時30分	・議 案 審 議
2	6 月 9 日	木	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問 (4名) ・質 疑 ・討 論 ・表 決
3	6 月 10 日	金	本会議	議会議場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

6 月 8 日 (水)

令和4年第4回山江村議会6月定例会（第1号）

令和4年6月8日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期の決定について
日程第 3			諸般の報告
日程第 4			行政報告
日程第 5	報告第 1号		令和3年度繰越明許費（一般会計）の報告について
日程第 6	報告第 2号		令和3年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告について
日程第 7	報告第 3号		令和3年度繰越明許費（特別会計ケーブルテレビ事業）の報告について
日程第 8	報告第 4号		令和3年度事故繰越し（一般会計）の報告について
日程第 9	報告第 5号		債権放棄の報告について
日程第 10	承認第 1号		専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村一般会計補正予算（第12号））
日程第 11	承認第 2号		専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））
日程第 12	承認第 3号		専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第6号））
日程第 13	承認第 4号		専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号））
日程第 14	承認第 5号		専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号））
日程第 15	承認第 6号		専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号））
日程第 16	承認第 7号		専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号））
日程第 17	承認第 8号		専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）
日程第 18	承認第 9号		専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度

山江村一般会計補正予算（第1号）

- 日程第19 同意第2号 山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めることについて
- 日程第20 同意第3号 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて
- 日程第21 議案第32号 山江村すまいの安全確保支援事業補助金交付条例の制定について
- 日程第22 議案第33号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第23 議案第34号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第35号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第36号 山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第37号 公共工事請負契約の締結について
- 日程第27 議案第38号 公共工事請負契約の締結について
- 日程第28 議案第39号 令和4年度山江村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第40号 令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第41号 令和4年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第42号 令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第43号 令和4年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）
- 日程第33 議案第44号 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 本 田 り か さん | 2番 久保山 直 巳 君 |
| 3番 中 村 龍 喜 君 | 4番 赤 坂 修 君 |
| 5番 森 田 俊 介 君 | 6番 横 谷 巡 君 |
| 7番 立 道 徹 君 | 8番 西 孝 恒 君 |
| 9番 中 竹 耕一郎 君 | 10番 秋 丸 安 弘 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	平 山 辰 也 君
税 務 課 長	迫 田 教 文 君	企画調整課長	高 橋 忍 君
産業振興課長	松 尾 充 章 君	健康福祉課長	今 村 禎 志 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君	農業委員会事務局長	新 山 孝 博 君

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。本日の出席議員は１０名で定足数に達しております。

ただいまから、令和４年第４回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（中竹耕一郎君） 議事日程に従いまして、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１２４条の規定によりまして、８番、西孝恒議員、１０番、秋丸安弘議員を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、５月２４日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

１０番、秋丸安弘君。

○議会運営委員長（秋丸安弘君） おはようございます。

令和４年第４回山江村議会定例会につきまして、去る５月２４日、午前９時から、議会運営委員会議を開催し、会期の日程等について協議をしておりますので、ご報告申し上げます。

会期につきましては、本日８日から１０日までの３日間としております。

本日開会、提案理由説明ののち、午後から議案審議となっております。

２日目、９日は一般質問となっており、４名の議員から通告がなされております。発言の順序は、くじ引きにより決定しており、時間については質問、答弁を含めて６０分となっております。一般質問終了後、承認第１号から承認第９号までの質疑、討論、表決を行います。

最終日の３日目、１０日に同意第２号から議案第４４号までの質疑、討論、表決を行い、閉会と決定をしております。

以上、報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり、決定をいたしました。

—————○—————

日程第３ 諸般の報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第３、諸般の報告を行います。

３月３０日の議会臨時会以降の議会に関する報告であります。

４月４日、議会の全員協議会を行っております。全議員が出席をしております。

それから、４月２１日、第４回の公共施設の在り方に関する調査特別委員会ということで、全議員参加をいたしております。

５月９日、山江村老人クラブの総会が行われております。それには私が出席をしております。

それから、５月２１日、山江村物産館出荷協議会の総会が温泉ほたるで行われております。同様に私が出席をしております。

５月１９日、県の議長会の臨時総会が行われております。並びに研修会も同時に行われました。

５月２５日から２７日にかけては、下球磨消防組合の議員研修が鹿児島県のほうで行われておりまして、消防議員、立道議員が組合議員として参加をしております。

次に、５月３０日、人吉球磨広域行政組合の議会の臨時会がクリーンプラザで行われておりまして、組合議員が出席をしております。

それから、５月３０日、３１日にかけては、全国町村議会の正副議長会研修会及び県関係の国会議員要望がなされております。東京のほうで。私と副議長は出席をしております。

次に５月３１日でありますが、山江村の防災会議が行われまして、議長、副議長が不在でしたので総務常任委員長は代理で出席を願っているところであります。

次に、６月２日に人吉地区の防犯協会の連合会の評議委員会が行われております。警察署へ私が出席をしております。このときは非常にお金の、新聞沙汰にもなっておりますが、お金に関する詐欺事件が相当起きているということで、特に人吉球磨については突出しているというふうな話でありました。約７,０００万円ぐらい詐欺に遭っているという話でありました。それで、それぞれ注意をしたいというふうに思います。

このほか郡の定例議長会、全員協議会は各月実施されておるようです。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、一部事務組合の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議員、4番、赤坂修議員より報告をお願いいたします。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 令和4年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が、5月30日月曜日、午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されましたので、報告いたします。

日程第1、議席の指定、日程第2、会議録署名議員の指名のあと、日程第3、会期の決定となり、会期については、本日1日限りとすることに決定されました。

日程第5、議案第9号、人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第6、議案第10号、人吉球磨広域行政組合一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第7、議案第11号、工事請負契約の締結について。

日程第8、議案第12号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

なお、議案第11号、工事請負契約の締結については、内容については、公共工事請負契約、ごみ焼却施設第二大規模整備工事、2カ年継続、請負契約金額10億3,950万円となります。

日程第9、議員の派遣については、原案のとおり決定され、場所、日時等については、議長に一任することで決定し、閉会いたしました。

以上、令和4年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会の会議結果について報告いたします。

終わります。

次に、人吉下球磨消防組合議会議員、7番、立道徹議員より報告をお願いいたします。

7番、立道徹君。

○7番（立道 徹君） それでは、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和4年5月、第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、5月23日（月曜日）午前11時より、人吉球磨消防組合消防本部会議場にて行われました。

議事日程についてですけど、日程第1、仮議席の指定は、議長から着席の議席を指名されました。

日程第2、副議長の選挙について、球磨村議会議員の改選により、前副議長であった球磨村選出の犬童議員が任期満了のために、消防組合議会において副議長が空

席となったため選挙が必要となったものでございます。指名推選により私、立道徹が副議長に選出されました。

日程第3、議席の指定は、議長から着席の議席を指名され、日程第4、会期の日程は、5月23日、1日間と決定されました。

日程第5、会議録署名議員の指名は、3番、永田議員、4番、牛塚孝浩議員となつて、日程第6、議案第1号、専決処分の承認を求めることについては、令和3年度人吉球磨消防組合一般会計補正予算（第4号）についてでございますけど、専決処分の理由としては、中央消防署の非常用発電機が老朽化により修繕が必要となつたことから、早急に復旧するため修繕請負契約を締結、しかし年度内の事業実施が困難であるために、令和4年度までかかるため、繰越明許費を補正ということです。これも原案可決されました。

日程第7、議案第2号、令和4年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第1号）については、3,980万円を追加されました。その内容としましては、球磨村にある西分署新庁舎建設工事の増額により、緊急防災・減災事業債を補正するものでございます。主な増額の理由としましては、建設予定地のボーリングによる地質調査の結果、液状化層があることや、支持地盤が球磨川の堆積物であることから、工法を変更しまして、基礎杭打ち工法からオールケーシング工法に変更する必要があるためということでございます。

続きまして、日程第8、議案第3号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更については、原案どおり可決されました。

日程第9、報告第1号は、令和3年度人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

続きまして、日程第10は、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告でございます。内容としましては、西分署新庁舎更新事業の進捗について、2点目が、本部中央消防署庁舎更新事業の進捗について、3点目が、上球磨消防組合消防本部視察研修についてでございます。西分署はですね、一応令和5年3月に竣工予定ということでございます。2点目の本部中央署庁舎更新事業の進捗についてはですね、2、3カ所の選定を行っておりますということで、農振地除外とか農地転用とか開発行為の手続きが、令和7年までに間に合うようなスケジュールでやっていくということでございます。

そして、5月25日から、先ほど議長から報告がありましたとおり、25日から27日までの3日間、消防庁舎建設及び消防指令業務の共同運用について、鹿児島南薩3市消防指令センターとか、薩摩仙台市消防防災研修センター、また、水俣芦北広域行政組合消防本部等を視察研修してまいりました。特別委員会もですね、よ

り良い環境の中、消防職員の勤務がですね、より良くなりますよう、庁舎建設に向けて努力してまいる所存でございます。

以上で、人吉下球磨消防組合議会の報告を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 以上で、一部事務組合の活動報告は終わりました。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、村長から行政報告の申し出があつておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様おはようございます。議長には、発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

本日、ここに令和4年第4回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席をいただく中に開催できますことに対し、感謝を申し上げます。

さて、まずロシア・ウクライナ戦争が勃発して4カ月近くが経とうとしております。テレビ・新聞等で連日のように目を背けたくなるような映像が報道されておりますが、町が跡形もなく破壊された様子や、女性そして子どもまでが犠牲になっているなど、まだまだ悲惨な戦争が続いております。一日も早く終結いたしまして、平和を取り戻し、安全な暮らしができますことを心から望むものでございます。

そして、ウクライナの人たちは、この戦火を逃れるために、世界各地へ避難をされておるところであります。日本にも1,100人の避難の方々がおられます。この方々の人道支援については、先般議員の皆様方には、補正予算の専決を50万円お願いをして、今日報告するところでもありますけれども、熊本県町村会31町村ありますけれども、全体として2,000万円の支援金が集まりました。その支援金を、去る6月2日に町村会の役員においてウクライナ大使館に出かけ、セルギー・コルスンスキー大使に手渡しをしてきたところであります。

大使の話によりますと、今後ますます日本に対するですね、避難民を望むウクライナ人が多いというようなこともありますので、その方々の生活支援をはじめ、語学、日本語を習得する必要があるとか、就職の支援が必要とか、また、医療支援等に活用するというようなことを、大事に活用するということを言われました。また、ウクライナの小さな市町村にもですね、今回の熊本県の町村会の善意を伝えていきたいと申しておられましたところであります。

それでは、先般の臨時議会後の行政報告を申し上げまして、今回は挨拶とさせていただきます。

3月31日、職員の退任式、3名の職員の退任式を行いました。

4月1日、辞令交付式、3名の新しい職員の辞令を交付しております。

それから、4月5日から6日にかけて、人吉球磨の管内主軸事業要望、町村会の事業要望であります、これが二度ほどコロナの関係で延期になっていたわけですが、5日、6日にかけて、特に国交省の道路関係の予算も付けてもらっておりますし、また、災害のお礼とともに予算の格付けをですね、お願いをしてきたところであります。

それから、4月11日は万江小学校の入学式に私、出向きました。8名の新入生であります。午後、山江中学校の入学式であります、36名の新しい山江中生が誕生しております。

それから、4月13日ではありますが、川辺川ダム建設促進協議会によります、相良村と五木村訪問ということでもありますけれども、相良村、五木村においては、今、流水型ダムが計画をされておりますが、その影響を大きく受けるという村であります。したがって、促進協、これは八代市から水上まで球磨郡の町村会含めて12市町村あります、相良、五木を抜きますと10市町村になるわけですが、その首長と、それぞれの議会の議員の皆さん方との意見交換をさせてもらったということでもあります。

4月14日、山江村ら復興ポータルサイトの公開をいたしました。いわゆる今までの山江村、そして今次災害でどういうことが起きたのか、それを教訓としてどのような方向に山江村が進もうと、復興の道を辿るのかというようなポータルサイトでございます。

4月15日は、消防団の新旧幹部会議を行いました。

17日が山へつつじ祭りでございます。コロナ禍でありましたので縮小のイベントでありました。いわゆるメインのステージは設置しないイベントでありましたけれども、期間中いろんな様々な催しも行いましたが、当日につきまして、2、3、000人の方は来られたということで、非常に花もきれいに咲きほこっておいしかったけれども、大変ありがたかったところでありますし、山江の祭りにはしっかりとたくさんの方が来られるということを、改めて実感をしたところであります。

それから18日、法務大臣感謝状伝達式として、犬童美津子氏に対する人権擁護委員としての永年表彰の伝達式を行っております。

それから、同じく4月18日でもありますけれども、第1回目になりますJR肥薩線再生協議会を開催しました。会長に田嶋副知事、副会長に人吉市長をあてております。JR肥薩線、このときは235億円の復旧の事業が必要ということが示されたということでもあります。

それから、4月19日、肉用牛の導入基金を交付をしておりますし、この日から役場内の各課とのですね、令和4年度の事業打ち合わせを行わせてもらっております。全課この日から始まったということでございます。

次に1枚開けていただきますと、21日が交通安全協会の山江支部総会でした。

それから、22日、山江村の畜霊祭、それから、引き続き肉用牛振興会の総会に参加をいたしてきました。

それから、4月23日、アジア太平洋水サミットとしております。これは熊本市で行われ、アジア各国からも多数の方、参加の中にそのサミットが行われたということでありますが、この場において天皇陛下がですね、リモートで講演をされました。「山岳信仰と水」というようなタイトルでありましたけれども、私が申している鎮山親水と重ね合うところもたくさんありながら聞いていたところであります。

それから、25日は熊本県町村会によります知事への要望活動を行っております。

それから、4月26日から28日にかけて、これも延期になっておりました球磨土木推進協議会と、川辺川ダム建設促進協議会の合同視察研修ということで、福井県と石川県のほうに出向いております。いずれもダムの視察でありまして、いわゆる穴あきダムの視察を行ったということであります。

福井県につきましては、国が足羽川ダム、これは建設途中でありますけれども、その様子を見てきましたし、石川県におきましては、これは県営でありますけど辰巳ダムが、穴あきダム完成した様子を見てきたということです。この足羽川ダム、それから辰巳ダムの穴あきダムを整備したということに伴ってですね、福井県の福井市は、治水安全度が150分の1、石川県の金沢市も治水安全度が150分の1に上がったというような報告でございます。

特に足羽川ダムは建設途中でありますけれども、辰巳ダムはもう完成しております、出張中にまとまった雨が降ってございました。その辰巳川ダムの研修に行きましたで前日にはですね、ダムから7、8メートル水が溜まっていたそうであります。溜まった分、穴が空いていますので、見に行ったときはもうすべてなくなったということでありますが、相当汚れる、土砂等がですね、溜まっていはいらないかということ懸念していたわけですが、きれいに流れてきていたというようなことを確認してきております。

それから、5月9日、老人クラブ連合総会は私も出席しましたし、同じく9日、人吉下球磨消防組合消防組合の管理者の会議を行わせてもらいました。先ほど消防議員から話がありましてとおり、議案に対する件と、それから上球磨とのですね、消防組合との消防指令業務を共同運用しようという話があります。令和7年

度から運用を開始しようというような話で予定が進んでおります。

それから、消防の新庁舎については、九つの候補地が示されておりました。それを絞るというような協議をしたということでもあります。ただ用地についてはですね、人吉市のほうで購入されるというようなことでもあります。あとは人吉市のほうで管理者会議を経まして、人吉市の議会、そして消防署の議会がありますので、その付近との協議を図りながら、用地購入に進んでいくということになります。話によりますと、その用地交渉は進んでいるといえますか、関係者にあたったというような情報が聞こえてきております。

それから、5月10日、郡民体育祭としておりますが、ゲートボールであります。この日から郡民体育祭が各町村、各種目で行われると、今年はほとんどの種目が予定どおり行うということになっております。

同時に、5月10日この日から村政懇談会を開催しております。16から開催しながら、15、14と川下のほうに移ってきておまして、現在、第6区まで終了しております。第8区は飛ばさせてもらっております。

それから、5月11日は公民分館長・体育部長・スポーツ推進委員の合同会議を行い、年間の行事につきまして協議を行わせていただきました。

それから、5月13、14日は、九州地区道路利用者会議の定時総会であります。

5月15日、中学校の体育大会に参加してきました。午前中の体育会で、コロナ禍でありますのでありましたけれども、それぞれ本当に頑張っている姿に頼もしく思ったところであります。

それから5月16日、出水期を前にした球磨川流域タイムラインの発足式、いわゆる、それぞれの注意報に応じて各市町村が動くというようなことをしっかり作ろうというような話になっております。その発足式が行われた。八代市でございました。

それから、5月17日と18日、であります、全国道路利用者会議定時総会並びに道路整備促進期成同盟会通常総会が東京の砂防会館で行われておりますので、出席してきたところであります。会長は宇城の守田市長であります、ちなみに私、県の副会長を仰せつかっているところでございます。

それから、5月19日であります、下払地区の災害復旧工事地元説明会としております。これはやっとここにきて岩ヶ野下払線の県の治山工事がですね、入札を行われ、工事を始めるという段取りになりましたので、県のほうと一緒に下払地区のほうに、その復旧工事につきましての地元説明会に私も出向かせていただいたということでもあります。相当大的な工事でありますので、その県の治山工事が終わらないとですね、基本的には村道工事にかかれない、いわゆる山から道路が川に落ち

ていますので、かかれぬというような段取りになっております。県ともしっかりと協議を図りながら、できるだけ早くその復旧工事を急ぎたいということ確認してきたことでありますし、また、工法についても説明をしてきたところであります。

それから、5月21日、山江村の物産館出荷協議会の通常総会が開催され、参加したところであります。

22日、山田小学校運動会、万江小学校運動会、半日の開催でありましたが、両運動会に私も参加をしてきたところであります。

それから、5月23日、先ほどありましたとおり、人吉下球磨の消防組合の議会の臨時会が開催されました。それから、人吉人権擁護委員協議会の総会が3年ぶりに開催されたということで、参加をさせてもらっております。

5月24日につきましては、九州国道協会の通常総会に引き続き、25、26と全国治水砂防協会通常総会に、これも東京の砂防会館でありましたけれども参加をしてきております。特に万江川においては、大規模特定砂防事業がですね、執り行われようとしております。今年は県のほうで調査費4,000万円組まれておりますけれども、しっかりその治水砂防につきましても取り組みを進めていきたいというふうに考えているところであります。

5月27日は、みどりの少年団の結団式が山田小学校でありましたので参加してきました。

28日はシルバー人材の総会とかチャリンクやまへの総会に参加しました。

それから、5月31日でありますけれども、山江村防災連絡会議を開催しました。70名ぐらいの参加の中で、出水期を前にして、特に今年はまだ復旧工事がですね、20%程度しか終わっておりませんので、ある意味いつもより危ないというようなことが言えようかと思います。そのことに対しましても、現在は治山治水だけでは、要するに行政の力だけではですね、また専門家の力だけでは守れないといえますか、予想をはるかに超える雨が降りますので、まず逃げということを考えて行動をお願いしたいというようなことを考えているところであります。

それから、6月1日、2日につきましては、先ほど冒頭ご挨拶しましたとおり、県町村会評議員によります、熊本県選出の国会議員に対します県町村会の要望、並びに、2日の日はウクライナ避難民の義援金を贈呈してきたところでございます。

それから、6月4日でありますが、不知火海球磨川流域圏学会令和4年度研究発表会が山江村で行われました。改善センターであったわけでありましてけれども、私、その鎮山親水についての基調講演を頼まれておりましたので、人吉球磨全体としてのその鎮山親水といえますか、運命共同体としてそれぞれの市町村が役割をしっかり果たさなければ、なかなか水害を克服できないというようなことも含めて話をし

たところであります。

それから、6月6日は、人吉球磨管内主要事業説明会、これは県による説明会でありますけれどもありました。ちょうど今、地域懇談会中であります。地域懇談会においてですね、もちろん山江村役場にいろんな要望もありますが、県に対する要望も多数出ます。そういう要望につきまして、山江村の要望をしてきたところでもございます。

それから午後ですが、第2回J R肥薩線再生協議会であります。先ほど第1回目は235億円の災害復旧事業費が示されたと申しましたけれども、さらに、いわゆる100億円を切らなければですね、到底J Rは復旧事業をしないだろうということが予想をされておりました。国のほうがどれだけ災害復旧事業費として、235億円を吸い込めるかということが大きな関心事であったわけですが、今回159億円をですね、国の災害復旧事業として対応するというところであります。したがって、76億円が残ったということではありますが、原則的には、J Rが2分の1、国が2分の1で復旧工事を行うことになっておりますけれども、当然地元の市町村、これは県を含めてでありますけれども、地元自治体がしっかり応援をしないことには、J Rもなかなかうんと言わないだろうというようなことでありますので、その上下分離方式、いわゆる上のほうはJ Rが運営する。下の鉄道敷き、下のいわゆる不動産については、地元自治体で管理をするというような方法についても検討をしたところでありますし、その確認をさせてもらったということでもあります。

取りあえず、八代から人吉までのいわゆる川線であります。今後、宮崎まで続きます山線といわれる線がまだ残っておりますけれども、この問題、課題が解決が見えてきたということであれば、当然、山線のほうですね、要するに吉松までの開通についても協議がなされるというようなことと思っております。

以上、諸般の報告を申し上げたところであります。あとですね、コロナウイルス感染症であります。ここにきて随分落ち着きを取り戻したというか、落ち着いてきたところであります。国そして熊本県においてもですね、withコロナとしての取り扱いを行っております。いわゆるゼロコロナといわれる上海のようにですね、コロナの感染者が出たら外に出られないというような対策じゃなくて、withコロナとして、要するにコロナと一緒に感染対策をとりながら、徐々に日常の生活を取り戻すという方法で舵を切っているところであります。

この感染に対しましては、ワクチン接種が何よりも効果を発しますので、4回目のワクチン接種も、今月6月から本村におきましても順次接種券を高齢者の方々から郵送していきたいと思っておりますので、感染予防としてのワクチン接種をお願いする

ということと同時に、感染対策しっかり取りながら、各種集会等についてもですね、徐々に日常を取り戻していきたいというふうに思っております。

そしてもう一つ、復旧復興につきましては、竣工ベースではまだまだ2割程度しか終わっておりません。仮設住宅にお住まいの方々の希望に添って、もとの生活が始められるようにということを第一番目に考えながら工事を進めておるところですけれども、今後ともそういうことを念頭に急いでいきますので、よろしくご理解とご協力をお願いを申し上げます。

そして、先ほど申し上げましたが、いよいよ梅雨入りが目の前であります。いわゆる出水期を迎えるわけであります。線状降水帯の停滞による豪雨災害にも備えなければなりません。テレビ、ラジオの災害情報はもとより、役場からもこまめな情報を発信していきたいと思っておりますので、村民の皆様には災害情報をはじめ、身の危険を感じる前に早めの避難をよろしくお願ひしたいと思うところであります。

本日、村長提案の議案につきましては、令和3年度繰越明許費と報告案件が5件、専決処分の承認案件が9件、人事同意案件が2件、同文議決案件が1件、条例制定案件が4件、公共工事の請負契約案件が2件、そして、令和4年度予算補正案件が6件の合計29件でございますけれども、どうぞ慎重にご審議いただきながら、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） これで、村長の行政報告が終わりました。

-----○-----

日程第5 報告第1号 令和3年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、報告第1号、令和3年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 報告第1号についてご説明を申し上げます。

令和3年度繰越明許費（一般会計）の報告についてでございます。

和3年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、山江村一般会計予算に係る繰越明許費を別紙のとおり報告をさせていただくものでございます。令和4年6月8日提出、本日提出でございます。山江村長、内山慶治としております。

提案理由でございます。繰越明許費については、地方自治法施行令の規定に基づき、議会へ報告する必要があるために提案をさせていただくということであります。

内容につきましては、総務課長が説明します。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、報告第1号について説明をいたします。

2枚目の資料をご覧くださいと思います。令和3年度山江村繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。今回報告します事業は、全部で16事業でございます。

款2、総務費につきましては、住民記録システム改修事業で、翌年度繰越額21万2,000円。次に、款4、衛生費につきましては、大河内地区地域水道復旧事業で、翌年度繰越額588万3,000円でございます。款5、農林水産業費につきましては、農業委員会による情報収集と業務効率化支援事業、翌年度繰越額が16万円、小さな産業づくり事業、翌年度繰越が64万9,000円、森林環境直接支援事業、作業等災害復旧事業、翌年度繰越額が600万円でございます。款7、土木費につきましては、道路メンテナンス事業、翌年度繰越額が4,120万円、公共土木施設災害関連事業、翌年度繰越額が156万1,000円、村道柚木川内日当線道路改良事業、翌年度繰越額が368万円でございます。

款9、教育費につきましては、文化財移設事業、翌年度繰越額が412万9,000円、文化財保存活用計画策定事業、翌年度繰越額が300万円でございます。款10、災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧事業が2件ありまして、2事業の翌年度繰越額の合計が2億4,167万2,000円です。農地と災害復旧事業、翌年度繰越額が4,500万円、民有林作業動災害復旧事業、翌年度繰越額が1,598万8,000円、林道向鶴線災害復旧事業、翌年度繰越額が5,000万円、公共施設災害復旧事業、翌年度繰越額が2億3,724万7,000円でありまして、16事業の翌年度繰越額の合計が6億5,828万1,000円でございます。なお、財源の内訳につきましては、記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） それでは、ここで報告第1号について質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

報告第1号については、これで終わります。

-----○-----

日程第6 報告第2号 令和3年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、報告第2号、令和3年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、報告第２号についてご説明を申し上げます。

令和３年度繰越明許費（特別会計簡易水道事業）の報告についてでございます。

令和３年度繰越明許費について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、山江村特別会計簡易水道事業予算に係る繰越明許費を別紙のとおり報告するというものでございます。令和４年６月８日、本日提出でございます。

提案理由でございますが、繰越明許費については、地方自治法施行令の規定に基づき、議会へ報告する必要があるために提案をさせてもらうというものでございます。

内容については、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは報告第２号についてご説明いたします。

２枚目別紙の資料をご覧ください。令和３年度山江村繰越明許費繰越計算書（特別会計簡易水道事業）でございます。事業名は、簡易水道施設整備事業でございます。翌年度繰越額は１，６８０万円でございます。財源の内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） それでは、ここで報告第２号について質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

報告第２号については、これで終わります。

—————○—————

日程第７ 報告第３号 令和３年度繰越明許費（特別会計ケーブルテレビ事業）の報告について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第７、報告第３号、令和３年度繰越明許費（特別会計ケーブルテレビ事業）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 報告第３号についてご説明申し上げます。

令和３年度繰越明許費（特別会計ケーブルテレビ事業）の報告についてでございます。

令和３年度繰越明許費について、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算に係る繰越明許費を、別紙のとおり報告するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、繰越明許費については、地方自治法施行令の規定に基

づき、議会へ報告する必要があるために提案させていただくというものでございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それでは、報告第3号についてご説明いたします。

2枚目別表資料をご覧ください。事業名でございます。主要地方道坂本人吉線災害復旧に伴うケーブルテレビ施設変更事業でございます。翌年度繰越額140万円、なお、財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） それでは、ここで報告第3号について質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

報告第3号については、これで終わります。

-----○-----

日程第8 報告第4号 令和3年度事故繰越し（一般会計）の報告について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、報告第4号、令和3年度事故繰越し（一般会計）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、報告第4号についてご説明申し上げます。

令和3年度事故繰越し（一般会計）の報告についてでございます。令和3年度事故繰越しについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、山江村一般会計予算に係る事故繰越しを別紙のとおり報告させらうというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、事故繰越しについては、地方自治法施行令の規定に基づき、報告する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、報告第4号について説明いたします。

2枚目の資料をご覧ください。令和3年度山江村事故繰越し繰越計算書（一般会計）でございます。

今回報告します事業は、災害復旧費の2事業でございます。

款10、項1の公共土木施設災害復旧事業につきましては、支出負担行為額が9億8,288万1,000円で、翌年度繰越額が3億396万3,000円ござい

ます。財源内訳につきましては、全額国庫支出金でございます。

説明につきましては、復旧・復興事業の集中による作業員不足の影響によりまして、発注工事がですね、不調・不落となったことに伴い、年度内の完成が困難となりまして、今回の繰り越しとなったものでございます。

それから、款10、項2の林道下払線災害復旧工事につきましては、支出負担行為額が550万円で、翌年度繰越額が549万円でございまして、財源内訳につきましては、国庫支出金が523万1,000円で、一般財源が25万9,000円でございます。

説明につきましては、豪雨災害からの労働需要の増加に伴いまして、請負業者の作業員不足によりまして、年度内の完成が困難となりまして、今回の繰り越しとなったものでございます。

以上、2事業の翌年度繰越額の合計が、3億945万3,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） それでは、ここで報告第4号について質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

報告第4号については、これで終わります。

—————○—————

日程第9 報告第5号 債権放棄の報告について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、報告第5号、債権放棄の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、報告第5号についてご説明を申し上げます。

債権放棄の報告についてでございます。山江村債権管理条例（平成29年条例第11号第14条第1項）の規定に基づき、村の債権について下記のとおり放棄をいたしましたので、第15条の規定により報告するというものでございます。本日提出でございます。

記としてその内容を書いておりますが、1、放棄した債権の種類が、水道使用料でございます。2、放棄した債権の件数が13件でございます。3、放棄した債権の金額につきましては、20万5,030円となっております。4、放棄した時期であります。令和4年3月29日としております。5、放棄した理由につきましては、破産法の規定により債務者がその責任を免れたためでございます。（山江村債権管理条例第14条第1項第2号の規定によります。）

そして、徴収停止後、相当期間経過後においても履行させることが困難であるためという理由です。山江村債権管理条例第14条第1項第4号の規定により放棄したということでございます。

提案理由でございますが、債権の放棄については、山江村債権管理条例第15条の規定に基づきまして、議会へ報告する必要があるために提案させてもらうというものでございます。

この概要を申し上げますと、債権を放棄する水道使用料につきましては、平成8年度から平成24年度に使用されたものでございます。1件は、平成24年12月26日破産の申立てが提出され、徴収が困難となっております。また残り12件につきましては、損害への転出など行き先不明で連絡が取れないことを確認をしたために、平成26年3月20日に徴収停止を行ったものでございます。徴収停止後も債権を回収できる見込みがないために、山江村の債権管理条例第14条第1項である債権放棄に該当するということを認めまして、同条例の第15号の規定に基づき、今回議会へ報告させてもらうというものでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） それでは、ここでこの報告第5号について質疑を許します。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

報告第5号については、これで終わります。

ここでお諮りをします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時5分といたします。

—————○—————

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開いたします。

—————○—————

日程第10 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村一般会計補正予算（第12号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村一般会計補正予算（第12号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第１号についてご説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条３項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、住民税非課税世帯給付金等が、令和４年３月末日に確定したため、令和３年度山江村一般会計補正予算（第１２号）を専決し、処分をさせてもらったということでございます。

１枚開けていただきますと、専決処分書、専第１号でございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和３年度山江村一般会計補正予算（第１２号）を別紙のとおり専決処分するとしたものでございます。令和４年３月３１日、山江村長、内山慶治といたしております。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、専第１号について説明いたします。

令和３年度山江村一般会計補正予算（第１２号）でございます。

１ページをご覧くださいと思います。第１表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますけれども、主なものについて説明いたします。款１４、国庫支出金、２,０６５万２,０００円を減額するものでありまして、新型コロナウイルスワクチン接種、住民税非課税世帯等臨時特別給付金などの実績に伴います国庫補助金などの減額でございます。款１５、県支出金、５４７万８,０００円を減額するものでありまして、障害者福祉サービス費地域支え合いセンター設置運営事業などの実績に伴います県補助金の減額でございます。款２０、諸収入、６０９万９,０００円を減額するものでありまして、県道災害復旧事業に伴います電柱移転補償などの減額によるものでございます。

２ページをご覧ください。款２１、村債、１７０万円を減額するものでありまして、河川浚渫事業、教育ＩＣＴ環境事業の実績に伴います村債の減額でございます。

歳入合計、補正前の額から３,４４０万円を減額をいたしまして、４９億３,８１０万８,０００円とするものでございます。

３ページをご覧ください。歳出でございますけれども、主なものについて説明をいたします。款２、総務費、１,７０７万５,０００円を減額するものでありまして、ふるさと応援寄附金謝礼配送料、ケーブルテレビ事業への繰出金などの実績による減額でございます。款３、民生費、２,７２９万１,０００円を減額するものでありまして、住民税非課税世帯等給付金、地域支え合いセンター委託料などの実績によ

る減額でございます。款４、衛生費、１，７５１万円を減額するものでありまして、新型コロナウイルスワクチン接種委託料などの実績による減額でございます。款５、農林水産業費、５５６万６，０００円を減額するものでありまして、水稻生産継続支援金、間伐搬出補助などの実績による減額でございます。款６、商工費、８２０万円を減額するものでありまして、温泉センター工事請負費などの実績による減額でございます。款７、土木費、５０４万３，０００円を減額するものでありまして、浚渫工事請負費などの実績による減額でございます。款９、教育費、８６７万２，０００円を減額するものでありまして、社会教育施設等空調設備工事請負費などの実績による減額でございます。

４ページをご覧いただきたいと思います。款１０、災害復旧費、２５０万９，０００円を減額するものでありまして、災害復旧工事測量設計業務委託料などの実績による減額でございます。款１２、予備費を６，０３４万６，０００円追加をいたしまして、歳出合計、補正前の額から３，４４０万４，０００円を減額いたしまして、４９億３，８１０万８，０００円とするものでございます。

５ページをご覧いただきたいと思います。第２表、地方債補正でございます。

１、変更でございますけれども、起債の目的、河川浚渫事業、補正前の限度額３，７９０万円を補正後の限度額３，６４０万円に、教育ＩＣＴ環境整備事業、補正前の限度額２，３３０万円を補正後の限度額２，３１０万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

—————○—————

日程第１１ 承認第２号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和３年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１１、承認第２号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和３年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第５号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第２号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由であります。保険給付費等が令和４年３月末日に確定をいたしましたために、令和３年度山江村特別会計国民健康保険事業を補正予算（第５号）を専決処分させていただいたものでございます。

1枚開けていただきますと、専第2号でございます。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度山江村特別会計へ国民健康保険事業補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分するというものでございます。令和4年3月31日に専決処分させてもらっております。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、専第2号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものにつきまして説明いたします。

款1、国民健康保険税につきましては、徴収額確定によります52万8,000円の増額でございます。次に、款6、県支出金につきましては、2,013万2,000円減額するものでありまして、普通交付金及び特別調整交付金交付決定によるものでございます。次に、款11、諸収入につきましては、保険者間調整等によります75万3,000円を増額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から1,955万3,000円を減額しまして、4億6,976万2,000円とするものでございます。

次に2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。

款2、保険給付費につきましては、療養諸費及び高額療養費等の給付実績によりまして、1,811万3,000円減額するものであります。次に、款6、保健事業費につきましては、人件費及び特定健診審査委託料等、保険事業関係の実績に伴うものでありまして、211万9,000円減額するものであります。次に、款10、予備費を164万9,000円増額するものでございます。

歳出合計、補正前の額から1,955万3,000円を減額しまして、4億6,976万2,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第12 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第6号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第12、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第6号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 次に、日程第12、承認第3号、専決処分事項の承認を求める

ことについて、令和３年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第６号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第３号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出です。

提案理由でございますが、簡易水道施設運営費等が令和４年３月末日に確定をいたしましたために、令和３年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第６号）を専決処分させてもらったものでございます。

１枚開けていただきますと、専第３号でございます。専決処分書といたしております。地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和３年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第６号）を別紙のとおり専決処分するといたしたものでございます。令和４年３月３１日に専決処分いたしております。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、専第３号についてご説明いたします。

１ページ目をお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものについてご説明いたします。２、使用料及び手数料、水道使用料を４０万円減額、旧村債を２６０万円減額しまして、歳入合計、補正前の額から３００万５,０００円減額しまして、１億８,８３１万４,０００とするものでございます。

２ページ目お開きください。歳出、２、簡易水道事業費、水質検査料及び工事請負費を２３０万６,０００円減額、５、予備費を２６万７,０００円減額しまして、歳出合計、補正前の額から３００万５,０００円減額しまして１億８,８３１万４,０００とするものでございます。

３ページ目お開きください。第２表、地方債補正でございます。１、変更、起債の目的、簡易水道事業、限度額を２,５３０万円から２,２７０万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

—————○—————

日程第１３ 承認第４号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和３年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第５号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１３、承認第４号、専決処分事項の承認を求めること

について（令和３年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第５号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第４号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第１７９条を第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、農業集落排水施設管理費等が、令和４年３月末日に確定をしたために、令和３年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第５号）を専決処分させてもらったものでございます。

１枚開けていただきますと、専第４号でございます。専決処分書でございますが、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和３年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第５号）を別紙のとおり専決処分するというものでございます。令和４年３月３１日に専決処分させてもらっております。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは専第４号についてご説明いたします。

１ページ目をお開きください。第１表、歳入歳出予算補正、歳入、２、使用料及び手数料、施設使用料を２０万円減額し、歳入合計、補正前の額から２０万円減額しまして、１億４,９９７万３,０００円とするものでございます。

２ページ目をお開きください。歳出、１、総務費、備品購入費など７５万７,０００円減額、２、農業集落排水事業費、光熱水費など１２５万５,０００円減額、４、予備費を１８１万２,０００円追加し、歳出合計、補正前の額から２０万円減額しまして、１億４,９９７万３,０００円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

—————○—————

日程第１４ 承認第５号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和３年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第４号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１４、承認第５号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和３年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第４号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第５号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第１７９条

第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、介護サービス給付費等が令和4年3月末日に確定をしたために、令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）を専決処分させていただいたものでございます。

1枚開けていただきますと、専第5号、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分するというものでございます。令和4年3月31日に専決処分させてもらっております。

内容につきましては、健康福祉課長がご説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、専第5号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものにつきまして説明いたします。

居宅介護サービス給付費等の実績による交付決定に伴いまして、款3、国庫支出金を152万円、款5、県支出金を32万8,000円それぞれ減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から187万6,000円を減額しまして、4億9,818万円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものにつきまして説明いたします。款2、保険給付費につきましては、給付実績によりまして、1,401万3,000円を減額するものであります。款4、地域支援事業につきましては、介護予防、生活支援に伴う委託料及び一般介護予防事業委託料の実績によりまして、245万7,000円を減額するものでございます。款8、予備費を1,482万6,000円増額するものでございます。

歳出合計、補正前の額から187万6,000円を減額いたしまして、4億9,818万円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第15 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第15、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは承認第6号について説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、後期高齢者医療保険料等が令和4年3月末日に確定をいたしましたために、令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号）を専決処分させてもらったものでございます。

1枚開けていただきますと、専第6号、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分する、というものでございます。令和4年3月31日に専決処分させてもらっております。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、専第6号につきまして説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、主なものについて説明いたします。款1、後期高齢者医療保険料につきましては、収納額確定によります147万円を減額するものでございます。

歳入合計、補正前の額から151万2,000円を減額しまして、3,886万8,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出、同じく主なものについて説明いたします。款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付金確定に伴う138万8,000円を減額するものでございます。

歳出合計、補正前の額から151万2,000円を減額しまして、3,886万8,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第16 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第16、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは承認第7号について説明を申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、ケーブルテレビ施設管理費等が令和4年3月末日に確定をいたしましたために、令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）を専決処分させてもらったものでございます。

1枚開けていただきますと、専第7号、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分するとしたものでございます。令和4年3月31日に専決処分いたしております。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それでは、専第7号についてご説明いたします。

1ページ目をお願いします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、主なもののみ説明いたします。款2、使用料及び手数料、11万7,000円を減額するものでありまして、ダビング手数料等の確定に伴う減額であります。款3、繰入金、620万6,000円を減額するものでありまして、施設管理委託等の実績による減額でございます。

歳入合計、補正前の額から631万7,000円を減額いたしまして、6,492万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳出でございますが、款1、総務費、34万9,000円を減額するものでございまして、業務請負委託料等の減額でございます。款2、ケーブルテレビ事業費、443万円を減額するものでありまして、需用費、委託料を、工事請負費等の減額であります。款3、災害復旧費、24万円を減額するものでありまして、施設災害応急復旧委託料の減でございます。款4、予備費、129万8,000円を減額いたしまして、歳出合計、補正前の額から631万7,000円を減額いたしまして、6,492万4,000円とするものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第17 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第17、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは承認第8号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等が、令和4年1日から施行されたことに伴いまして、山江村税条例の一部を改正する必要があるために専決処分をさせていただいたというものでございます。

1枚開けていただきますと、専第8号、専決処分書、山江村税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するというものでございまして、令和4年3月31日に専決処分させていただいたものでございます。

また、1枚めくっていただきますと、山江村税条例の一部を改正する条例でございます。

9ページからは新旧対照表を付けているところでありますけれども、これは、地方税法、いわゆる上位法が改正されたということに伴います条例改正でございます。

主な内容といたしましては、個人村民税関係では、住宅ローン控除の見直し、固定資産関係では、土地に係る固定資産税への負担調整措置、その他地方税法等の改正に伴う条文の改正、条項のずれ、字句の改正など条文の整備を図るというものでございます。

なお、施行日につきましては、令和4年4月1日を基準とし、項目によっては施行日が異なりますけれども、それぞれの項目の施行日につきましては、附則に記載をしてあるとおりでございます。

以上でございます。

—————○—————

日程第18 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度山江村一般会計補正予算（第1号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第18、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度山江村一般会計補正予算（第1号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第9号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこ

れを報告し、その承認を求めるというものでございます。令和4年6月8日、本日提出でございます。

提案理由でございますが、ウクライナ避難民支援に係る義援金について、緊急に予讃措置する必要が生じたために、令和4年度山江村一般会計補正予算（第1号）を専決処分させていただいたというものでございます。

これはちょっと読ませていただきたいと思いますけれども、専第9号でございます。令和4年度山江村一般会計補正予算（第1号）でございます。令和4年度山江村の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる、とするものでございますが、歳入歳出予算の補正で、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。令和4年5月11日に専決をさせてもらっております。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、専第9号について説明をいたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますけれども、既定の額の50億7,200万円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出でございますが、款2、総務費、50万円を追加するものでございまして、ウクライナ避難民支援義援金の追加でございます。

款12、予備費を50万円減額いたしまして、歳出合計を既定の額の50億7,200万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

—————○—————

日程第19 同意第2号 山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めること について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第19、同意第2号、山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。
村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第2号についてご説明を申し上げます。

山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村教育委員会教育長に任命したいので、同意を求めているというものでございます。本日提出でございます。

記としておりますけれども、住所につきましては、山江村大字山田丁85番地で

ございます。氏名が藤本誠一、敬称を略します。生年月日が昭和30年4月6日でございます。任期につきましては、令和4年7月1日から令和7年の6月30日となっております。

提案理由でございますけれども、任期満了に伴いまして、引き続き、藤本誠一氏を適任者と認め、任命するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

藤本誠一教育長の経歴等を紹介させていただきたいと思いますが、昭和30年4月6日生まれと申しましたが、現在67歳でございます。学歴につきましては、県立八代高校卒業後、熊本大学教育学部英語科に進学され卒業をされております。その後、昭和54年4月1日に湯前町立湯前小学校を皮切りに、相良村、相良北小学校、人吉西小学校、その後、平成5年4月1日からは知事部局に出向されております。国際課であります。また、平成6年4月1日から引き続き、県の教育長体育保健課において、国体競技力向上対策室の指導主事として業務にあたられてきました。

また、引き続き平成8年4月1日からは、県の教育長学校人事課としてお勤めでございます。その後、平成11年4月1日から上益城の教育事務所の所管の管理主事としてお勤めでありまして、その管理主事後には、平成14年4月から多良木町立の久米小学校長、その後、免田小学校長、相良中学校長を経て、平成22年4月1日から菊池教育事務所長としてお勤めでありました。その後平成23年4月1日から、山江村立山田小学校長として5年間、山田小学校の校長として、ICT教育をはじめ、もろもろの教育振興にあたっていたということでもあります。

教育長としての履歴につきましては、平成28年から令和4年6月30日まで2期お勤めでありまして、何ら失政もなくですね、しっかりと教育振興にあたっておられるということでもありますので、またご再任をお願いしたいということでございます。人事案件でありますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第20 同意第3号 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第20、同意第3号、山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第3号についてご説明申し上げます。

山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村固定資産評価員に選任したいので、同意を求めるというものでござ

ざいます。本日提出でございます。

記のあとに表を付けておりますが、住所が、山江村大字山田乙2091番地の1、氏名が迫田教文、生年月日につきましては、昭和48年10月3日、就任年月日が令和4年7月1日といたしております。

提案理由につきましては、迫田教文氏を適任者と認め選任するには、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

これにつきましては、地方税法第404条第2項及び山江村税条例第76条の規定により、固定資産を適正に評価するために、固定資産評価員を議会の同意を得て選任すると規定をされているところでございます。今回は現評価員、これは、平山タツヤ氏でありますけれども、異動によりまして辞任届け出が提出をされております。そのために新たに迫田教文税務課長を固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を求めるというものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第21 議案第32号 山江村すまいの安全確保支援事業補助金交付条例の制定 について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第21、議案第32号、山江村すまいの安全確保支援事業補助金交付条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第32号についてご説明申し上げます。

山江村すまいの安全確保支援事業補助金交付条例の制定についてでございます。

山江村すまいの安全確保支援事業補助金交付条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、令和2年7月豪雨による被災者の安全な生活再建を支援するために、条例を制定する必要があるので提案させてもらうというものでございます。

1枚めくっていただきますと、山江村すまいの安全確保支援事業補助金交付条例でございます。

あとには別表を添付しておりますけれども、本条例につきましては、令和2年7月豪雨によりまして、本村で被災し、罹災証明を交付された村民の方が、山江村内において、住居の新築または購入等により生活を再建するにあたりまして、住まいの安全を確保するために行う用地の嵩上げ、構造物の設置、別地への移転等に要する経費に対しまして、予算の範囲内において補助金を交付するというものでござい

ます。

この条例は、公布の日から施行し、令和7年7月4日から適用させていただくというものでございます。

—————○—————

日程第22 議案第33号 熊本市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第22、議案第33号、熊本市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第33号についてご説明申し上げます。

熊本市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、熊本市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県司令市町村第16号）の一部を次のとおり変更するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、熊本市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得る必要があるために提案するものでございます。いわゆる同文議決でございます。

1枚開けていただきますと、熊本市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約でございますが、内容につきましては、小国町外一ヶ所公立病院組合を小国郷公立病院組合ということに名称を変更するということに伴いまして、同文議決を行うというものでございます。

附則といたしまして、この規定はですね、令和4年4月1日から適用させてもらうというものでございます。

以上でございます。

—————○—————

日程第23 議案第34号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第23、議案第34号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第34号についてご説明申し上げます。

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の実施に伴い

まして、本村の条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を載せております。

さらに次のページには新旧対照表でありますけれども、内容につきましてはですね、国民健康保険税の減免措置に伴います条例改正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響で収入が前年と比較して3割以上減少するなど、要件に該当した場合には、国民健康保険税を減免するというものでございます。

今まで令和元年度から令和3年度までを減免対象としておりましたけれども、国から減免措置に延長に対する財政支援が通知をされておりますので、それに伴いまして減免期間を令和4年度分まで延長をさせていただくというものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日からとし、令和4年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第24 議案第35号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第24、議案第35号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第35号について説明申し上げます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険第1号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取り扱いについて、という通達が来ております。それによりまして、本村条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、山江村介護保険条例の一部を改正する条例で、次のページが新旧対照表となっております。これも新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業収入等が減少した被保険者に対しまして、減免期間、今年度まで延長するというに伴う条例改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から適用させていただくと

いうものでございます。以上でございます。

-----○-----

**日程第 2 5 議案第 3 6 号 山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
の制定について**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 2 5、議案第 3 6 号、山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 3 6 号についてご説明を申し上げます。

山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、外国語指導助手 A L T の増員に伴いまして、村内に住居を確保する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1 枚開けていただきますと、山江村の特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例がございまして、別表中を表を変えろということでございますし、新旧対照表を載せておりますが、内容はですね、山江村に外国語指導助手 A L T を 1 名増員したということでありまして、そのことによりまして、村内に住居を確保する必要があるために、条例の一部を改正するというものでございます。

これまで A L T は中学校に 1 名勤務しておりました。生徒の英語発音や国際理解教育の向上を目的として、授業を補助しておりましたけれども、令和 2 年度から小学校英語教育が必修化されたということに伴いまして、令和 3 年 1 1 月からは、学生についても英語力の強化を図り、中学校の英語教育へスムーズにつなぐために、A L T を 1 名増員をしております。しかしながら、現在まで村内に住居が確保できていないために、村外に居住し村内の学校に通勤しているというような状況であります。今回、本村の公営住宅、これは北永シ切の特定公営賃貸住宅でありますけれども、そこに A L T の住居を確保するために提案をさせていただくというものでございます。

附則として、この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行するをいたしております。

以上でございます。

-----○-----

日程第 2 6 議案第 3 7 号 公共工事請負契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 2 6、議案第 3 7 号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第37号についてご説明申し上げます。

公共工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり公共工事請負契約を締結するものとするということでございまして、本日提出でございます。

記として表は掲げておりますが、工事名につきましては、令和4年度にサイホ道第4012号でございます。村道山口吐合今村線道路災害復旧工事でございます。事業量につきましては、施工延長が325.5メートル、コンクリートブロック積工が599平方メートル、大型ブロック積工が85平方メートル、アスファルト舗装工が977平方メートルで、仮水路工が170メートルでございます。

契約金額につきましては、9,636万円といたしておりまして、契約の相手方につきましては、球磨郡山江村大字山田甲857-19、有限会社山本建設代表取締役、山本征治としております。入札の方法につきましては、指名競争入札でございました。

提案理由でございますが、この工事請負契約の締結につきましては、山江村議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、いわゆる、これにつきましては5,000万円以上の契約であります。議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

内容を少し触れさせてもらいますと、令和2年7月豪雨災害によりまして、村道山口吐合今村線の山口地区から合子俣地区の区間が被災をいたしました。これは坂口信義氏の炭窯があったところから自宅までの区間でございます。事業名は、災害復旧の事業名につきましては、公共土木災害復旧事業でございます。財源内訳といたしましては、国庫補助率が100%でございます。入札日は、令和4年4月22日に行い、仮契約を令和4年4月28日に行っております。議会承認後、本契約の締結を行うというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第27 議案第38号 公共工事請負契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第27、議案第38号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第38号についてご説明を申し上げます。

公共工事請負契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負契約を締結するものとするというものでございます。本日提出でございます。

記として表を掲げておりますけれども、工事名につきましては、令和４年度ニサイホ道第４４５６号でございます。村道大川内橋上部落線道路災害復旧工事でございます。施工延長につきましては７４．４メートルであります。路床盛土工が２２３立方メートル、路帯盛土工につきましては３，２７６立方メートル、芝張り工が４１０平方メートル、大型ブロック積工が５２６平方メートルで、コンクリート舗装工が１９６平方メートル、防護柵設置工につきましては６２メートル、そして仮設工は一式とした事業の内容でございます。

契約金額につきましては、１億４，６４１万円といたしまして、契約の相手方といたしまして、熊本県球磨郡山江村大字万江甲１０４９－１、株式会社中央設備代表取締役、林田啓一氏でございます。入札の方法は、指名競争入札といたしております。

提案理由でございます、これも同じく工事請負契約の締結につきましては、山江村議会の議決に付するべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があるために提案させていただくというものでございます。

この分につきましてはの概要を申し上げますと、令和２年７月豪雨災害によりまして、県道坂本人吉線の大川内橋のところから大川内公民館に向かう村道が完全に流出をしております。そのための工事でございます。事業名は、公共土木災害復旧事業でございます、財源内訳につきましては、国庫補助率が１００％となっております。入札につきましては、令和４年５月２３日に行わせてもらっております。仮契約日が令和４年５月３０日に行っておりますが、議会承認後、本契約の締結を行わせてもらうというものでございます。

以上でございます。

—————○—————

日程第２８ 議案第３９号 令和４年度山江村一般会計補正予算（第２号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第２８、議案第３９号、令和４年度山江村一般会計補正予算（第２号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第３９号についてご説明申し上げます。

令和４年度山江村一般会計補正予算（第２号）でございます。令和４年度山江村の一般会計補正予算（第２号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億３９０万４，０００円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５３億７，５９０万４，０００円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に地方債の補正でございますが、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日提出であります。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、議案第39号について説明をいたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、款14、国庫支出金、1,448万8,000円を追加するものでありまして、子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金などがございます。款10、県支出金、401万6,000円を追加するものでありまして、球磨川流域復興基金交付金などがございます。款20、諸収入、130万円を追加するものでありまして、コミュニティ事業助成金でございます。款21、村債、2億8,410万円を追加するものでありまして、親水公園整備構想事業、温泉施設利用推進事業、自然休養村管理センター改修事業、道路新設改良事業、山田小学校屋根改修事業に伴います村債でありまして、歳入合計、補正前の額に3億390万4,000円を追加をいたしまして、53億7,590万4,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。

歳出でございますが、款2、総務費、1,608万2,000円を追加するものでありまして、親水公園整備構想委託料、地域活性化企業に委託料、ケーブルテレビ事業への繰出金などがございます。款3、民生費、769万1,000円を追加するものでありまして、子育て世帯生活支援特別給付金、住まいの安全確保支援事業補助金などがございます。款4、衛生費、550万9,000円を減額するものでありまして、人事異動に伴います人件費の減と、新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料の増などがございます。款5、農林水産業費、224万8,000円を追加するものでありまして、特別会計農業集落排水事業への繰出金、農林産物振興協議会活動助成金などがございます。款6、商工費、1億3,180万円を追加するものでありまして、自然休養村管理センター及び山江温泉「ほたる」の新館の改修工事請負費などがございます。款7、土木費、5,283万9,000円を追加するものでありまして、村道新設改良工事請負費などがございます。款9、教育費、1億580万1,000円を追加するものでありまして、学校施設等改修工事請負費、海外語学研修補助金などがございます。款10、災害復旧費、182万4,000円を追加するものでありまして、災害復旧県委託費などがございます。款12、

予備費を８８７万２，０００円減額いたしまして、３ページをご覧ください。歳出合計、補正前の額に３億３９０万４，０００円を追加をいたしまして、５３億７，５９０万４，０００とするものでございます。

４ページをご覧ください。第２表、地方債補正でございます。

１、追加でございますが、起債の目的、親水公園整備構想事業、限度額を３００万円、自然休養村管理センター改修事業、限度額は１億１，２１０万円、山田小学校屋根改修事業、限度額を１億１３０万円とするものでございます。

２、変更でございます。起債の目的、温泉施設利用推進事業、補正前の限度額３１０万円を補正後の限度額２，２８０万円に、緊急自然災害防止事業、補正前の限度額４３０万円を補正後の限度額０円に、道路新設改良事業、補正前の額１，１５０万円を補正後の限度額６，２８０万円に、公共土木施設災害復旧費債、補正前の限度額１，４９０万円を補正後の限度額１，５９０万円とするものでございまして、追加及び変更の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

—————○—————

日程第２９ 議案第４０号 令和４年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第２９、議案第４０号、令和４年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第４０号についてご説明を申し上げます。

令和４年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第１号）でございます。

令和４年度山江村の特別会計国民健康保険事業を補正予算（第１号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４２万６，０００円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億２，０４２万６，０００円とするものでございます。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第４０号につきまして説明いたします。

1 ページをご覧ください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入につきまして説明いたします。

款 6、県支出金につきましては、国民健康保険事業の健康増進事業実施に伴い、その事業経費として特別調整交付金、4 2 万 6, 0 0 0 円を増額するものでございます。

歳入合計、補正前の額に 4 2 万 6, 0 0 0 円を増額いたしまして、4 億 2, 0 4 2 万 6, 0 0 0 とするものでございます。

次に、2 ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。

款 6、派遣事業費につきましては、健康増進事業「体メンテナンス教室」において、栄養指導を行う管理栄養士の派遣等に関わる経費、4 3 万 2, 0 0 0 円を増額するものでございます。

歳出合計、補正前の額に 4 2 万 6, 0 0 0 円を増額いたしまして、4 億 2, 0 4 2 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第 3 0 議案第 4 1 号 令和 4 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 3 0、議案第 4 1 号、令和 4 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 4 1 号についてご説明を申し上げます。

令和 4 年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第 1 号）でございます。

令和 4 年度山江村の簡易水道事業補正予算（第 1 号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第 4 1 号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入につきましては、既定の額である 1 億 6, 5 0 0 万円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、款 2、簡易水道事業費、設計委託料として 1 0 0 万円追加、款 5、予備費を 1 0 0 万円減額しまして、歳出合計は、既定の額である 1 億 6, 5 0 0 万円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

**日程第 3 1 議案第 4 2 号 令和 4 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算
(第 1 号)**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 3 1、議案第 4 2 号、令和 4 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 4 2 号についてご説明申し上げます。

令和 4 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）でございます。

令和 4 年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 6 4 万 9, 0 0 0 円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6, 2 6 4 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正でございますが、第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それでは、議案第 4 2 号についてご説明いたします。

1 ページ目お開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入、款 4、繰入金、一般会計からの繰り入れとして 1 7 4 万 9, 0 0 0 円を追加、款 7、村債、起債の借り入れとして 4 9 0 万円を追加し、歳入合計、補正前の額に 6 6 4 万 9, 0 0 0 円を追加しまして、1 億 6, 2 6 4 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページ目をお開きください。主なものについてご説明いたします。歳出、款 1、総務費、人事異動に伴う人件費として 1 7 4 万 9, 0 0 0 円を追加、款 2、農業集落排水事業費、設計委託料として 4 9 5 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳出合計、補正前の額に 6 6 4 万 9, 0 0 0 円を追加しまして、1 億 6, 2 6 4 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

3 ページ目をお開きください。第 2 表、地方債補正でございます。1、変更、起

債の目的は農業集落排水事業でございます。限度額を2,280万円から2,770万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第32 議案第43号 令和4年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第32、議案第43号、令和4年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第43号についてご説明申し上げます。

令和4年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）でございます。

令和4年で山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものでございます。歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万5,000万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,507万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第43号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入について説明いたします。

介護予防日常生活総合支援事業の事業実施に伴いまして、款3、国庫支出金につきましては2万6,000円、款4、支払基金交付金につきましては3万3,000円、款5、県支出金につきましては、1万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

歳入合計、補正前の額に7万5,000円を増額しまして、4億9,507万5,000円とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出につきまして説明いたします。

介護予防日常生活総合支援事業実施のため、管理栄養士の派遣費に係る委託料等につきまして、款4、地域支援事業費に12万2,000円を増額するものでござ

います。

歳出合計、補正前の額に7万5,000円を増額いたしまして、4億9,507万5,000円とするものでございます。

以上、説明を終わります。

-----○-----

**日程第33 議案第44号 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第1号)**

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第33、議案第44号、令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第44号についてご説明申し上げます。

令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）でございます。
令和4年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ318万7,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,938万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○企画調整課長（高橋 忍君） それでは議案第44号についてご説明いたします。

1 ページ目をお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、款3、繰入金318万7,000円を追加するものでありまして、城内団地復旧に係るONU購入及び白岳地区電柱復旧に伴う移設業務に対する一般会計からの繰入金であります。

歳入合計、補正前の額に318万7,000円を追加いたしまして、4,938万7,000とするものでございます。

2 ページ目をお願いいたします。歳出でございますが、款2、ケーブルテレビ事業費、43万7,000円を追加するものでありまして、場内団地復旧に伴うONU購入費の追加であります。款3、災害復旧費、275万円を追加するものでありまして、白岳地区電柱復旧に伴う移設業務委託の追加であります。

歳出合計、補正前の額に318万7,000円を追加いたしまして、4,938万7,000とするものでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） これで提案理由の説明は終わりました。

また、3月議会定例会以降、各種団体より陳情書が4件提出され、議会へ届いております。この件については、事前にそれぞれ議員各位へ資料を配付しております。各議員で内容をご確認いただき、必要な場合は後日議員提案とされますようお願いを申し上げます。

以上で、本日の日程は終了しましたので、散会といたします。

ありがとうございました。

—————○—————

散会 午後0時23分

第 2 号

6 月 9 日 (木)

令和4年第4回山江村議会6月定例会（第2号）

令和4年6月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 一般質問 |
| 日程第 2 | 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村一般会計補正予算（第12号）） |
| 日程第 3 | 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号）） |
| 日程第 4 | 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第6号）） |
| 日程第 5 | 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号）） |
| 日程第 6 | 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）） |
| 日程第 7 | 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号）） |
| 日程第 8 | 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号）） |
| 日程第 9 | 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第10 | 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度山江村一般会計補正予算（第1号）） |

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 本 田 り か さん | 2番 久保山 直 巳 君 |
| 3番 中 村 龍 喜 君 | 4番 赤 坂 修 君 |
| 5番 森 田 俊 介 君 | 6番 横 谷 巡 君 |
| 7番 立 道 徹 君 | 8番 西 孝 恒 君 |
| 9番 中 竹 耕一郎 君 | 10番 秋 丸 安 弘 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内 山 慶 治 君	副 村 長	北 田 愛 介 君
教 育 長	藤 本 誠 一 君	総 務 課 長	平 山 辰 也 君
税 務 課 長	迫 田 教 文 君	企画調整課長	高 橋 忍 君
産業振興課長	松 尾 充 章 君	健康福祉課長	今 村 禎 志 君
建 設 課 長	清 永 弘 文 君	教 育 課 長	蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者	一 二 三 信 幸 君	農業委員会事務局長	新 山 孝 博 君

開議 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は 10 名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第 1 一般質問

○議長（中竹耕一郎君） 本日は、会期日程日時第 2、一般質問及び承認議案に対する質疑、討論、表決となっております。

お手元に配付してありますとおり、4 名の議員から一般質問の通告がなされております。通告の順に従いまして、許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁を合わせて 60 分といたしますが、質問される議員におかれましては、提出された通告の内容に沿って、質問の趣旨を明確にして適切な質問をしていただきますよう要望いたします。また、質問の際は、答弁の繰り返しにならないようご注意ください。一方、執行部におかれましても、丁寧に、簡潔に分かりやすくご答弁いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、はじめに 1 番、本田りか議員より、1、分別ごみについて、2、「ヤングケアラー」について通告が出ております。

本田りか議員の質問を許します。1 番、本田りかさん。

本田りかさんの一般質問

○1 番（本田りかさん） おはようございます。1 番、本田りかです。議長のお許しをいただきましたので、1、分別ごみについて、2、「ヤングケアラー」について、この 2 点について質問をいたします。

まず 1 番目は、山江村の一般家庭におけるごみの出し方についてお伺いいたします。

ごみ分別の種類と家庭から出される年間のごみの量、及び山江村の負担額はどのくらいあるのかをお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、お答えいたします。

ご質問の分別の種類と出されるごみの量についてでございますが、ここでご報告する数値は、ごみの分類ごとに令和 3 年度の年間合計を申し上げます。

まず可燃ごみ 658 トン、不燃ごみ 41.4 トン、粗大ごみ 13.8 トン、資源ごみ 90.1 トン、合計いたしまして約 803 トンとなっております。また、広報や

まえの中ですね、エコ得情報局としまして、当該月の前後1カ月、合わせて3カ月分のごみの量につきまして、前年度と本年度を比較する形で毎月掲載をいたしておりますので、ご紹介をさせていただきます。

ちなみに、前年度の実績としましては、搬入されたごみの総量が831トンでございますので、皆様のご協力によりまして、令和3年度は約28トンのごみが減量されたところでございます。以上でございます。

失礼いたしました。それでは負担額についてお答えいたします。

令和3年度の実績で申し上げますと、赤池ごみ処理施設の負担金が3,255万4,000円でございます。相良埋め立て処分場の負担金が2万円ございまして、各処理施設への負担金合計額は、3,557万4,000円となっております。

また、ごみの収集に係る委託料につきましては、資源及び不燃物の収集業務委託量が114万円、それから可燃物の収集業務委託料が186万円ございまして、収集業務の委託料合計は合わせて300万円となっております。負担金及び委託料を合わせますと、3,557万4,000円となりまして、こちらが山江村での負担額といえるかと思えます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○1番（本田りかさん） ただいま課長より答弁をいただきました。ごみの量が前年比マイナス28トン減ということですが、それでも年間803トンとこれだけ沢山のゴミが出ていることがわかります。しかも負担額が3,000万円以上と、これは環境整備費の負担金として一般財源で賄われております。負担額を少しでも減らすためにも、またSDGsの観点からも行政や学校、村民の方々の協力が必要だと考えます。

次に、リサイクルについて質問をいたします。山江村ではどのような方法でリサイクルを活動されているのかお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

リサイクルについてというご質問でございますが、現在、可燃ごみや不燃ごみと同様に、ごみ収集の業務委託契約を行った事業所が、地域ごとに定められた資源ごみの日に分別収集を行いまして、人吉球磨クリーンプラザへ搬入されます。また、個人や事業所が直接持ち込まれる場合もございまして、その後リサイクル専門業者に売却されております。

令和3年度のこちらの資源の売上実績につきましては、管内合計でですね、4,152万74円が資源ごみの売上となっております。人吉球磨クリーンプラザの運営費にこちらは充当されます。残りの運営費につきましては、各市町村で負担を

しております。また、資源ごみの中でも本村のアルミとスチールにつきましては、一般廃棄物収集事業所が収集しまして、そのまま買い取る形態をとっておりますので、令和3年度の実績で申しますと、年間12万1,500円程度が村に入っております。資源ごみにつきましては、その販売額が施設の運営費や環境整備費等の予算に充てられたりと、また資源ごみ自体が新しい製品に生まれ変わるといったような両面のリサイクルが行われているところでございます。

また、本村では、県が行っております熊本のBDF事業に則りまして、食用油の回収も行っております。BDF事業と申しますのは、食用油を減量として製造される高純度のバイオディーゼル燃料のことでございまして、経由の代替え燃料として使用することができます。本村においても健康福祉課保健衛生係の窓口に回収窓口を設置いたしまして、二酸化炭素を排出しないカーボンニュートラル燃料の製造に寄与する取り組みを後押ししているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○1番（本田りかさん） バイオディーゼル燃料の再生などいろいろ取り組みはされているみたいであります。ご家庭においてごみの分別に悩まれている方もいらっしゃると思います。令和2年度の事務報告では、ごみ出しルールを徹底するため、広報誌や防災無線等でごみの分別、資源ごみ、有害ごみの出し方の普及啓発に努めたとありましたが、広報誌や防災無線だけではなく、各家庭に分別方法をもっと詳しく、高齢者や子どもたちにもわかりやすく記した出し方の手引き、ルールブックとして改良されるとともに、各地区の常会があるときなどに講習会などを行っていただけると、村民の分別意識の高揚とごみの減量、資源化の推進につながっていくのではないのでしょうか。

続きまして、2番目は「ヤングケアラー」についてお伺いいたします。

現在世の中で問題視されているヤングケアラーですが、山江村では何らかの調査をされているのか。また、その調査方法はどのようにされているのかをお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、健康福祉課からお答えいたします。

まず、一般的に本来大人が担うような家事、介護、兄弟姉妹の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」といいます。健康福祉課におきましては、ヤングケアラーの実態調査こそ行っていないところでございますが、村内各保育所や学校、こちらからの通報ですね、あと各地域の民生委員、主任児童委員様や各地区の区長様からの情報提供、それから地域住民の方からの連絡、また、保健師や地域包括支援センター職員の訪問などによる気付き、ほかにも村内児童生

徒にかかわる関係者連絡会議や個別ケース会議により状況を把握しておるところでございます。

現在のところヤングケアラーと思われる事例は、当課で把握する限り発生していないところでございますが、今後につきましては、熊本県の取り組みの動向を確認しながら、調査方法や時期についても検討してまいります。熊本県健康福祉部からの通知によりますと、県内の小学校6年生及び大学3年生に対する実態調査を実施するとございますので、このような情報を踏まえて、関係機関との打ち合わせを行い、調査方法を検討させていただくことになるかと思えます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではですね、教育委員会からも少し補足させていただければと思います。

先ほど福祉課長からありましたけれども、令和2年、それから3年にですね、厚生労働省が、中高生並びに小学校6年、大学3年生に調査を行っておりますけれども、その結果といたしまして、世話をしている家族がいると答えた児童生徒の割合ですが、小学校6年生で6.5%、それから中学校2年生で5.7%、高校2年生で4.1%、大学3年生で6.2%という厚生労働省の結果を広報がっております。

ということで、教育委員会におきましてはですね、このヤングケアラーの実態につきましては、昨年度は学校への聞き取りを行いました。聞き取りを行いました、全学校ともそういう児童生徒はいないと回答をいただいておりますが、やはり一人一人の正確な実態を把握する必要があると私、考えまして、令和4年度当初に市内の小学校の5年生から中学校3年生までの全児童生徒を対象といたしまして、学校生活の状況等も含めアンケート実施をいたしました。

その結果ですね、自分がヤングケアラーにあたると回答児童生徒はいませんでした。今後も児童生徒のヤングケアラー等につきましては、随時実態把握等を行いながら、各学校及び健康福祉課等と連携しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 教育長並びに健康福祉課長よりご答弁をいただきました。健康福祉課においては、なんか来年度より予定されている事業とか、そういうのはございませんか。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

来年度よりというご質問でございますが、実は本年度からですね、令和4年度事業としまして、子育て包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点事業を一体的

に行っていく計画としております。こちらは国の子育て支援対策臨時特例交付金というものを活用させていただきまして、相談体制の整備と併せまして、相談者が役場ロビーなどを通らずに入室できるような相談室の整備に同時に行ってまいります。複雑化する子どもの生活環境に様々な角度からアプローチしまして、行政や教育機関、また有識者、場合によっては医療機関や児童相談所などですね、関係機関が連携して子どもとその保護者の生活をそれぞれの立場から支援していくものでございます。

また、ヤングケアラーだけでなく子どもの貧困や虐待問題など、子どもを取り巻く様々な問題に対しまして、子育て包括支援センターは、当事者と関係機関を結ぶ架け橋になるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 本田りかさん。

○1番（本田りかさん） 失礼しました。来年度と私、言いましたが本年度からでした。そういう子ども家庭支援拠点など、様々なところができると、設置されたということです。ぜひ子どもたちが相談しやすく、入りやすい環境にしていきたいと思っております。

教育長からは、今のところアンケート用紙では確認されていないとのお答えでした。確かに該当する生徒はいないのが一番ではありますが、一般的には信頼関係のない人がいきなり子どもたちに質問すると、必ず「大丈夫です」と答えます。大丈夫ですは最大の拒否の言葉だと考えられます。子どもたちの本心を聞くためには、信頼関係を築いていくことがとても重要であり、普段から子どもたちとのコミュニケーションを通した大人からの声かけや向き合い方に工夫が必要だと考えます。

昔は地域で周りの子どもたちを見守っていただきました。そういった昔の良いところを残すためにも、学校、行政、村民、みんなで連携し、見守っていければと願いながら、私の一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、8番、西孝恒議員より、1、防災対策（自然的災害）の取り組み状況について、2、村内各体育館の管理状況についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。8番、西孝恒君。

西 孝恒君の一般質問

○8番（西 孝恒君） 8番議員、西です。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いします。

本日の質問内容は、ただいま議長よりありましたように、1、防災対策（自然的

災害)の取り組みについて、2、村内各体育館の管理状況についての2点であります。

まず、自然的災害の防災対策についてであります。令和2年7月豪雨では、非常に広範囲にわたって甚大な災害が発生していますが、本村では人的被害はなかったものの、資料では住家被害、全壊11棟を含む計45棟や、公共土木施設、道路、河川、橋梁、上下水道、ほかに山地や通信網などありましたけれども、今回の質問は、大量の土砂流出で川が埋まった状態となりました宇那川と、その上流、山林の現状と対策についてであります。

実は前回の立道議員の災害対策についての質問とちょっと重なっているようですが、けれども、そのときのご答弁からも全体的なことでその場所指定はありませんが、点検や定期的な巡回、県との合同で治山パトロールの実施や有害鳥獣駆除活動ができる環境整備を進めるとの内容でありました。私が今回非常に危険な状況で対策も難しいと思われますところで、場所を指定しますが、宇那川上流の山は、伐採が非常に進んでいます。その現状と治山対策についてはどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長(中竹耕一郎君) 松尾産業振興課長。

○産業振興課長(松尾充章君) それでは、西議員のご質問にお答えいたします。

議員お尋ねの森林につきましては、宇那川上流部の字で言いますと臼木谷とか濁尾とか、そういったところの森林を指されているのかというふうに思っております。

この森林につきましては、議員もご存じかと思いますが、民有林となっております。またこの民有林につきましては、保安林というのに指定されております。若干保安林の説明をさせていただきますが、保安林につきましては、水源の肝要や土砂の崩壊、その他の災害の防備、生活環境の保全、形成など、特定の広域目的を達成するために、農林水産大臣もしくは都道府県知事によって指定される森林となっております。目的に沿った森林機能を確保するために、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制されておまして、それらを行う際には許可が必要になっているということでございます。こちらのほうは保安林に指定されておりますので、伐採を許可するのは熊本県知事がされたということになっております。この森林の伐採につきましては、熊本県球磨地域振興局にお尋ねしたところ、伐採届が提出されて施業されているというふうに伺っております。

また、伐採届の申請ですね、と許可をする際には、以前からも答弁しております球磨地域の100年後の森林を考えよう、次世代へつなげる球磨の森づくりルールというガイドブックをですね、遵守して施業されるように指導されているというふうに伺っております。広範囲ではありますけれども、伐採跡地については植栽をし

なければならないことになっておりまして、この森林につきましては、すべてではありませんが、現在計画的に植林をされておりまして、令和6年3月までには完了するというようなことになっております。施業完了後は、熊本県でも現地の確認を行われるということをお聞きしております。

以上のようなことからですね、またほかの議員からもですね、何度となくご質問がっておりますけれども、現状では災害の危険性が発生するというご心配をされるのは十分私たちも理解しておりますが、法の制度に則った伐採箇所でありまして、なかなかそのようなあとのですね、管理とか、そういったところに対する罰則の規制はないのが現状でございますので、球磨地域で作られましたガイドブックに従いましてですね、瀬業五の管理などをしていただく余蘊行うということになっておりますので、ご理解をいただければというふうに思っております。

また、この場所を含めました森林パトロール、合同で以前もお答えしておりますけれども、6月6日月曜日にですね、熊本県球磨地域振興局、また管内の森林施業者と山江村でパトロールを行っておりまして、こちらの模様につきましては、ケーブルテレビでも取材はされておりまして、放送もされております。

また気付いた点は、球磨地域振興局からですね、今回施業された事業者のほうにいろいろお伝えをしていくということでございますが、現状ではその施業された事業者のモラルが一番大事問いことを伺っておりますので、村のほうから何かの指導ができないということになっております。

村といたしましては、議員が心配された場所も含めまして、村内各地の伐採箇所、パトロールを行っておりますが、なかなか伐採に関する規制や取り締まりといった罰則制度はございませんので、議員の方々ですね、関心も非常に高うございますので、西議員が中心となられまして、国や県へですね、罰則等の強化等ですね、要望活動を行っていただければ幸いかと存じております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 民有林は聞いておりましたが、保安林で規制されているけれども、県の許可を受けてのことということですが、これかなりの全伐ですけれども、このあとですね、もちろん植林はされる、私もそうは思っておりました。植林はされますけれども、山や川が健全な状態を取り戻すにはどのくらいの年数がかかるかみておられますでしょうか、このへんちょっとお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） 議員が心配されることはですね、非常に私たちも心配しております。広大な面積であるのは十分承知しておりまして、植林が完了するのも令和6年3月と、そこから森林が育つのに数十年かかるということでございます。

す。しかしながら、先ほども申しましたとおりですね、現在の法制度では、許可された範囲内で施業され、許可がされているということでございますので、私たちはパトロールを行いながら、施業管理を十分にさせていただくということを指導していくしかないということでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 今現在立っている木がですね、30年か40年か育っているんだろうと思いますが、そのくらいの年数かと思います。現場は今ですね、どうしようもないんだということでございます。それはもう大体予想しております。現場は民有林で、雑木は残してもですね、全伐はまだまだ進んでおりまして、今まだまだ現在進行形ですね。何町か何十町か全伐になりましたら、大雨のたびに大量の土砂流出、また、そういう立木などですね、重なるというリスクがあります。

その状況をですね、私も実は山の状況を見に上がりました。1人では危険ですのでここにおられる森田議員へ案内をしてもらいましてですね、登ったのですが、なかなか村内にある山でございますからですね、大変びっくりいたしました。ここにちょっと写真を撮っておりますのでね、見てみますけれども、ここに伐採した木の枝打ちをしたものが溜まっております。そして、たま切りをした丸太がですね、上にいっぱい置いてあります。あまり流れんように杭を打ってはありますけれども、そのへんこの斜面をですね、もうちょっと広範囲に見てみますと、斜面を見てみますとこのような状況でございます。これをよく見ますと、切った跡のですね、流木になるものが無数にあります。こういう状況でございます。

それからこの足元のですね、下のほうを見ましたらですね、一応このように川まで直行するような状況になっております。しかも近くにこんな大きな石や岩がですね、ゴロゴロしております。そういう状況でですね、これは大雨のたびに上流はこういう状況にあるんだということをですね、おそらく村民の方は知ってはおられないだろうと思うところであります。

そのようなことで、民有林ということで対策は難しいようではございますけれども、山江村の治山につきましては、復興計画こっちを見ましたが、こちらにありますね、災害危険地区の未着手箇所の改修に取り組むということでもありますし、また、自己治癒力の高いむらづくりを目指されているところであります。健全な森づくりが基本のようですので、宇那川の上流の現状についてもこのような対策、ここの対策なくしてはできないんですけれども、森の再生から村を生かす村として進めにくいのではと思います。自然的災害これは人災もあると思いますが、そのときはそのような防災対策の難しい課題を残しながらですが、この質問は終わります。

次に、今年も雨季に備え、対大雨など住民への情報周知と、災害時に孤立状態に

なりました場合の情報連絡伝達手段の確保についてであります。まずは気象状況の変化などによる住民への情報周知についてですが、最近大雨警報など新基準に変更になりまして、先月から運用されているようです。そのような新基準による情報伝達について新たな方針や基準見直しなど、住民への情報周知の対策について変更点や改善点がありましたらお願いします。

また、河川の状況把握のための設備や、その活用の周知など関連する整備状況についてもお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは私のほうからですね、山林の荒廃や伐採の問題について、鎮山親水というようなことを言っておりますので、お答えしたいと思います。まずご理解いただきたいのは、課長が言ったとおりですね、今現在取り締まる法律がないということになります。日本は法治国家ですから、しっかりその付近の個別法でいろんなことをやっていい、やっていけないというようなことを決まっているところでありますけれども、当然森林も経営林でありますから、その生業として森林経営をされる方々にも配慮をされているということで、例えば保安林であっても伐採許可を県が出すと、県が伐採していいというような許可を出すということ、そのことによって経営者の方も所有者の方も伐採をされ、また植栽をされるという義務に則って植栽を次されるということでもあります。

ただ、こういう箇所はですね、議員おっしゃった箇所のみならず、山江村内には各所多数あるかというふうに考えております。鎮山親水そのものを言っておりますのは、やっぱり、しっかり皆さん方で山に入りながら、健全な山野育成をやりましょうというようなことでありますので、実は森林環境譲与税あたりの予算も使いながら、山江村独自のですね、そういう制度をつくると、いわゆる山江村独自の条例をつくるというようなこともできますので、そのことを踏まえながら、今後の山林管理はやっていければというふうに思っておるところであります。

ただ、本当にそういう危険性があるということであれば、当然許可を出した県のほうにもというか県に責任があるわけでありますから、しっかりそういうところについても声を上げていただきたいと思いますし、そういう情報を私たちにいただければ、私たちのほうからも、役場からも県のほうにつなぎたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

それからお尋ねの件については、総務課長が答えます。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。

災害に備えての情報の周知ということでございます。新たな取り組みとしまして

ですね、村内の危険箇所や被害状況などを写真等で投稿しますと、誰にでも閲覧ができて、情報が入手できるG空間情報システムというシステムを整備いたしまして、村民の方々へもですね、活用を今現在促しているところでございます。

また、災害記録や災害復旧工事の状況、復興に向けたプロジェクトの取り組み、住民の方々の当時の災害の状況や対応の紹介など、次の災害の備えに生かされる復興トータルサイトも開設しましたので、そちらも活用いただきたいと思います。

また、予報関係ではですね、今年の6月より気象台のほうから線状降水帯の予報情報が提供されるようになりました。この情報を速やかに住民の方々へ周知し、早めの避難行動が図られるようになります。以上などが情報周知の新たな取り組みとなります。

また、議員の質問の河川の把握状況ということでございますけれども、把握につきましては、令和2年の7月の豪雨災害以降ですね、河川の水位状況が画像で確認できるようになりまして、万江川の柳野地区と淡島地区、屋形地区に水位計と監視カメラが設置され、ネット環境があればですね、どなたでも閲覧できるようになりました。ぜひ村民の方々も幅広く活用していただくために、その活用方法については広報等で周知をしておりますけれども、また今後もさらにですね、活用していただけるように周知を図っていききたいというふうに思います。

いずれにしても常に災害に備える危機感を持ちながら、迅速な情報の収集と住民の方への正確な情報の提供及び共有を図り、今後も村民の方々の防災意識の向上に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 新たな基準による住民への情報周知に対応されているそうですね。テレビやラジオの気象情報はもちろんですが、最も身近な自治体、本村の防災無線による情報には注意して、早めの避難への判断になるかと思います。令和2年7月豪雨のときは、本村でも孤立状態になった地区が何箇所もありまして、様々な通信やケーブルも被害を受けて、それで安否確認も容易ではなく、実は私もその災害の翌日、大河内水無地区まで淡島から歩きましたが、もちろん1人では危ないですから3人で行っています。ここにおられる横谷議員と森田議員とですが、3人で。写真も災害直後のですね、痛ましい状況の写真を撮りながら記録しております。

そして、ようやくその現地の方と会いましたときはですね、本当に怖くて寂しい中におられましたので、思いがけない雨の訪問者に出会って、ほっとされて喜ばれました。尾寄崎とかは歩いてはいけないほどの土砂災害でありますので、そのような孤立されたところとの災害時の通信連絡についての、その後2年ほど経ちますが、復興計画でも情報伝達手段の多様化、多重化の推進とありますので、現状はどのよ

うな状況でしょうか。また、現時点で戸別受信機の設置率は全戸近くまで増加しているでしょうか。また、避難行動、要支援者の方々の対応についてもお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。

令和2年7月豪雨災害にはですね、議員おっしゃられたとおり、通信網をはじめとするあらゆるインフラが寸断され、孤立した集落があり、直接職員がですね、徒歩でこの集落に出向きまして、全員の安否が確認できたのは2日後という状況でありました。このときは通信のインフラの多様化の重要性が問われたところであります。

議員おっしゃるとおり、復興計画の中でもですね、情報伝達手段の多様化ということでありますけれども、その情報伝達手段につきましては、現在具体的な整備計画はありませんけれども、効率的な災害に強い情報伝達の方法の整備に向けて検討している段階であります。

それから、また防災無線の戸別受信機の設置率ということでございますけれども、現在本村には85.5%の設置率でございまして、まだ約170世帯の方が設置をいただいております。防災無線は災害の危機が迫ったときの重要な情報提供手段ですので、全世帯設置していただけるように、今後も設置について推進してまいります。

また、避難行動要支援者の方々につきましては、各地区及び消防団へも情報を提供しておりますので、災害発生が予想される場合には、役場からですね、各区長さん、それから消防分団長へも連絡を行い、対象者に対して直ちに避難誘導をとっていくよう依頼しますとともに、各地区の方におきましては、自主防災組織の中で対応をいただいております。

今後におきましても避難行動要支援者の方々につきましては、避難誘導を迅速に行うため、地域の方々の協力をいただきながら、人的災害を出さないよう避難行動の支援に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 孤立状態になられたところとのですね、通信手段につきましては、普通は携帯電話ですけれども、災害の場合は基地局が被害に遭いますと使えないわけです。それで衛星電話の設備とかはありますが、衛星の状態とか山の陰なるとかの場合はつながらないこともあるようですし、また設備費もわりに高いようですが、通話手段の多様化、多重化ということもありますので、これも要検討かなと思います。

五木村ではですね、昨年の３月ごろからアマチュア無線の設備を自治体で設置されて、資格のある職員さんが社団局として運用されているようです。また医療センターでも同様に設備されています。有資格者の養成が必要ですが、実用的な設備かなとは思いますが。

それから、戸別受信機はですね、先ほどお話、８５．５％ですか、非常時の放送もあると思いますので、私も全戸に普及してほしいなと思います。

次に、村道の維持管理についてであります。これは今回立道議員と通告が重なりましたが、順番でさせていただきますが、大事な内容は建設関係に詳しい立道議員にお願いしたいと思います。

雨季を迎えて、側溝や排水溝の土砂や積もった落ち葉の除去、支障木や竹など、雨によって道路中央まで重みで曲がってきますので、車線変更も十分な確認が必要であります。そのような各村道の管理状況について伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

村道の維持管理状況につきましては、昨年の１２月定例議会の一般質問においてもご回答しておりますが、建設課の会計年度任用職員２名が重機などを使用して行う直営作業に併せて、除草作業や道路パトロールなど外部に委託して道路の維持管理に努めております。

直営作業では、簡易的な道路の補修に加え、タイヤショベルで落石や落ち葉などの除去のため、路面の清掃作業などを定期的に行っております。また、道路に付随する側溝や集水枡についても、土砂や落ち葉などの堆積を確認した際には、ミニショベルを使用して撤去作業を随時行っております。例年６月には梅雨入りとなり、長雨が予測されることから、毎年４月から５月にかけて集中的に側溝や集水枡の清掃に取り組みながら、出水期に備えているところでございます。

次に、支障木の伐採につきましては、以前からご説明しておりますとおり、基本的には支障となる木の所有者、地権者による伐採をお願いしております。ただし、道路上に倒れてきた木など緊急的に排除が必要なものに関しましては、道路管理者である村のほうで必要最小限の伐採を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○８番（西 孝恒君） 管理はですね、よくされているかと思います。この計画書の中にも村が管理している村道としてですね、１級村道が７本、２級村道が１０本、その他１６７本とか、ほかにも林道、農道がありますが、大変広範囲ですので道路の管理に関する基本的な方針や優先順位があると思います。特に梅雨入り前には、人

吉新聞にもありましたが、県と市町村、梅雨前に山地のパトロールとありましたように、事前の点検状況把握が実施されているようであります。

以上で防災対策（自然的災害）の取り組み状態についての質問を終わります。

次に、2番目の質問で、村内各体育館の管理状況についてであります。現在、議会におきましても公共施設の在り方に関する調査特別委員会が継続中ですが、実は村民の方からも体育館の特に床の部分の劣化など、傷んでいるなど指摘をいただいていまして、それも1カ所ではないようですし、現に使用中でもありますので、村内の各体育館の状況やその度合い、健全度などそれぞれ各体育館についてお願いしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

教育委員会が管理します教育施設につきましては、施設に求められる機能を確保するため、老朽化等の状況を把握し、財政負担の軽減を図り、中長期的な施設の整備方針を定めるため、令和2年度に長寿命化計画を策定いたしました。

その中で、村内の各体育館の健全度や劣化の状況を調査いたしました。建物の健全度につきましては、五つの部位における劣化度を建設単位で数値化した評価指標のことでございまして、数値が100点に近ければ劣化がそれほど進んでいないということを示すものでございます。

山江村体育館につきましては、昭和60年に建設され、築年数が36年ほど経過しており、健全度が46点でございました。特に屋上の一部漏水、外壁の塗装のはがれやひび割れ、内部鉄骨の塗装のはがれなどが見られ、床の状況につきましても年数経過により、シューズのスリップ跡などが目立ち、部分的に傷が入っている状況でございます。

山田小学校の体育館につきましては、昭和51年度に建設され、築年数が45年ほど経過しており、健全度は29点でございました。屋根や屋上、外壁、内部仕上げなど年数経過によりすべてにおいて劣化が見られまして、床については広範囲に床の表面がはがれており、部分的に傷が入っている状況でございます。

山江中学校体育館につきましては、平成17年に建設され、築年数が16年ほど経過しており、健全度は60点でございました。村内のほかの体育館に比べ比較的健全度は高い状況ではございますが、屋根や外壁の劣化が目立ってきており、床については部分的に傷があるというような状況でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 各体育館ですね、私が持っておりましたこの資料は、平成29年度時でありまして、そのときは健全度はですね、A B C Dということでありまし

たが、大体Bぐらいのところでそのときはありました。先ほど100点満点のところでおっしゃったので、よりわかりやすいと思いました。

その中で管理センターについてはですね、この通告後にですね、全協でありましたが、大々的な改修の図面とかをいただいておりますので、その方針はわかります。体育館は多くの方がですね、運動や競技に使いますので、特に床の状態は大事であります。今回劣化や傷んでいるところなどについては、現に使用中でもありますので、早急な改修が必要かと思いますが、その点について計画がありましたらお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 蔵野教育課長。

○教育課長（蔵野昭憲君） それではお答えいたします。

村内の各体育館につきましては、先ほど申しましたとおり、現在、年数経過によりまして劣化が目立ってきておりますが、学校における活動や村内外の方々に開放し、先ほど議員申されましたとおり、その活動等に使用していただいている状況でございます。

現時点では床の改修の予定はございませんが、今後は施設を安心して使用いただくための環境整備、それから災害時に避難所として対応できるよう、防災機能強化など必要であるかと考えておりますので、施設の劣化状況、健全度及び緊急度、それから補助事業等も確認しながらですね、財政状況を考慮し、優先順位を設けて施設の長寿命化に努めていく必要があると考えているところでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） 体育館はですね、今のところは床のほうはないようですけども、修理はですね、防災や避難所としての計画もあるということで、議会でも公共施設につきましては、その在り方に関する調査特別委員会も継続中ですが、それは施設全体のことでですので、体育館につきましては、ご答弁のように早い対応で、安全性を維持されることが大事かと思えます。

通告しました質問は以上ですので、これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時05分といたします。

—————○—————

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、2番、久保山直巳議員より、1、本村小規模多機能ホームについて、2、行政区ごみステーションについての通告が出ております。

久保山直巳議員の質問を許します。2番、久保山直巳君。

久保山直巳君の一般質問

○2番（久保山直巳君） それでは、議長よりお許しがありましたので、2番、久保山が一般質問を行います。

本日の質問は、本村小規模多機能ホームについてと、行政区ごみステーションについての質問を行います。

まず、本村の小規模多機能ホーム山江村指定事業所「黎明館」についてであります。本村においての唯一の小規模多機能施設であります。黎明館におかれましては、平成24年から開所されてから、地域に密着した訪問、通い、宿泊とこれまでに福祉向上と信頼ある事業を展開されており、感謝するところであります。しかしながら、最近事業のサービス内容が開所当初より少し変わったと村民の方より聞いております。

黎明館においては、山江村指定事業所ということであります。わかる範囲で結構ですので、事業状況についてお尋ねしますが、まず現在の各サービス利用定員は何名でしょうか。お尋ねします。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

まず、小規模多機能ホーム「黎明館」は、利用者の現状や家族の都合に応じまして、通所、宿泊、訪問のいずれかのサービスを組み合わせて利用できる地域密着型のサービス、小規模多機能方居宅介護サービスを提供する施設でございます。

ご質問の各サービス利用定員についてですが、まず施設の登録定員が29名であり、通いサービスの利用定員は15名、それから宿泊サービスの利用定員が9名となっております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 登録定員29名、通い利用定員が15名、宿泊サービス定員9名、併せて25名の定員ということですね。宿泊サービス定員においては9名定員ということですが、現在の宿泊サービス状況を伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

現在の宿泊利用状況につきましては、水曜日のみ、最も多い日で一晩に3名の方が宿泊利用をされております。また、宿泊でご利用いただくこの3名の方につきましては、そのまま翌日の通いサービスもご利用になっているという状況でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 宿泊サービスを週1回水曜日ということで、極端に少なくなっていると思いますが、その理由についてお尋ねをしますとともに、現在の業務体制に変更されたのはいつからなののでしょうか。また、この体制では利用者のニーズにこたえられないのではないかと思いますし、今後もこの業務体制を続けられるのか伺います。答弁については前後してもかまいませんのでお聞かせください。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

先ほど利用者の宿泊サービス状況につきましては、水曜日のみ利用となっていることをお伝えしたところでございますが、令和3年度中に黎明館の職員さん3名の方がですね、立て続けに退職をされております。こちら退職されたのが定年等ではなくてですね、一身上の都合ということで、定年であればその準備ができたということでございますが、準備ができていなかったということで、すぐにハローワーク等にも新たな職員の募集を開始されましたが、今月6月1日付けでやっと1名の職員雇用ができたばかりということをお伺っております。

そしてまた、このような中、少ない従業員数で利用者の安全を確保しながら、できる限りニーズを損なわない利用プランとするために、やむなく水曜日みの宿泊に絞ったプランをご提案されているものでございます。

また、これはあくまで担当ケアマネージャーが、平日、昼間の通いサービスとの併用を考慮しまして、また、ほかの利用者の方の利用状況も鑑み、宿泊サービスを利用いただく妥当な曜日を設定した上で、ご家族の理解を求めながらケアプランを作成し、サービスをご利用いただいているものでございますが、水曜日以外のほかの曜日を全く利用できないというわけではございません。小規模多機能ホームの特徴でございます、365日困ったときはいつでも利用できるといったような長所をなくさないために、緊急な場合などがある場合は、同系列の事業所から従業員が駆けつけられまして、宿泊にも対応できるように体制を整えておられます。

しかしながら、議員がおっしゃいますように地域住民からの声が聞かれた背景には、事業所のほうからのご家族への説明や意思疎通が不足していた部分があった可能性もございます。ですので急ぎ事業所のほうへはヒアリングを行わせていただき

たいと考えているところでございます。

また最近になりまして、ようやく1名の職員を確保できたこともございますので、ご家族からのご要望に対する適切なプランを再検討していただくとともに、従業員数の確保についても企業側のさらなる努力をお願いしながら、行政が協力させていただけの部分については、これまで同様に支援してまいりたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 詳細に説明いただきましてありがとうございました。今現在、1名の職員さんの確保ができるようだという事とですね、緊急の場合は同系列の別事業所からですね、臨時的に従業員さんが駆けつけて、宿泊対応もできるということでありますので、安心をしました。

続きまして、今回のケースも含めましてですね、村行政への事業内容の変更の届けは必要か伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

事業内容の変更届けが必要であるかのご質問でございます。変更となった場合に届け出ていただく主なものをあげさせていただきますと、事業所名の変更、また管理者名の変更、ケアマネージャーが変更となった場合の届け、これらがあげられます。そのほかにはですね、これまでに村内での事例はございませんけれども、事業所の所在地や電話番号、また連絡先が変わった場合につきましても、小規模多機能型居宅介護事業所の指定にかかわる記載事項といった書類を、記載内容を変更しまして提出いただくこととなっております。

議員ご質問の趣旨につきましては、宿泊利用の方が現状水曜日だけとなっている状況について、変更届けが必要かというものかと思います。こちらについては、特段の届けが必要ございません。サービスの利用定員や営業日、営業時間につきましては、事業所開設の認可が下りた際にですね、厚生労働省から決定されたものに変わりがないため、山江村に対して変更届の提出は不要となります。ただし、厚生労働省から認可の際に提示された事項の範囲内で、利用者の安全を確保しながら、必要なサービスの提供と健全な施設の運営を図ることが事業所の責務でございますので、施設運営に関する課題やその対処方法など、役場健康福祉課への報告、相談につきましては、随時行っていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 今回のケースについてはですね、特段届け出は必要はないということですね。報告、相談は随時行われているということですね。利用者の方は

ですね、小規模多機能施設に登録されていますと、ほかの施設を併用して利用することができないということもあります。また、施設を替わるとなりますと、環境変化により利用者の方におかれてはですね、ストレス等で体調不良などが心配されます。本村の黎明館においては、スタッフ、従業員確保では大変苦勞されていると思います。村行政よりですね、ヒアリング等を通じ、職場環境改善等も含めた指導、支援を実施され、村民の方々が安心して利用いただける施設になることを期待いたします。

次に、行政区ごみステーションということの質問でございますが、現在、本村においては、90カ所以上のごみステーションがあると聞いております。数あるごみ置き場もですね、老朽化がかなり進んでいるものもあるようです。まず、過去にですね、ごみ置き場建設にあたって、本村行政よりですね、助成金制度があったかどうか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

過去にごみステーション建設に対する助成金制度があったかということでございますが、これまで地域で建設、管理をお願いしておりまして、ごみステーションの新設、建て替えに特化した助成制度は現在までに整備しておりません。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 過去にはないということですが、事務報告書ではですね、本村のごみの量は、可燃物、平成29年度626.99トンと、令和2年度が677.76トンと、4年間で108%、50.7トンも増えている状況でございます。ごみの量が増えた背景にはですね、新型コロナの影響などもあり、自宅で過ごすことが多かったなどが要因の一つとしてあげられるのではないかと思います。

現在のごみステーションではですね、手狭となり、老朽化など建て替えの時期がきているところもあります。そして、各行政区での建て替えとなりますと、材料費の値上がり等もありまして、予算的に大変厳しいものもあります。また、行政区によってはですね、ごみステーションは班ごとに管理されているところもあり、各世帯の負担で建て替えをされているというところもあります。行政区の少子高齢化、核家族化等での班員の減少、一人暮らし等の増加により、班編成の見直しが必要な班もでてきております。そのことによりごみステーションの建て替え問題も出てくることも予想されます。できるだけ行政区の負担、各世帯の負担を少なくなるよう、村行政より助成金等の支援はいただけないか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

行政区を単位としまして、地域自らが子育てや福祉、住環境、防災等の課題を克服し、自立した持続可能な地位を形成するための事業に要する経費の一部を助成するといったしまして、地域自立支援事業補助金がございます。ごみステーションの建て替えにつきましては、この中で住環境に関する課題を克服するために要する経費に該当するかと考えますが、この制度は、今年度は国の補助金を活用しておりますので、事業内容に制限等がございます。この補助金を活用されたい場合につきましては、まずご相談をいただければと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 地域自立支援事業助成金の活用ということと、要相談ということのようですが、ごみステーション老朽化等の建て替えは本年度で終わるということではありませんので、将来的にですね、この補助金を活用できるのでしょうか。また、このほかの補助金制度等をですね、検討していただけるのか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。

地域自立支援事業補助金につきましては、村内各地域の活性化を目的としておりまして、自立した持続可能な地域づくりを支援するものでございます。今後もできる限りこの制度を継続するように検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 継続的な助成金をですね、検討いただくということでございます。ありがとうございます。

各行政区にですね、周知いただき、「相談」等あった場合はですね、地域のニーズに合った対応をよろしくお願いしたいというふうに思います。

これをもちまして本日の私の質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「継続してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） では、引き続き継続いたします。

次に、7番、立道徹議員より、1、復興ポータルサイトについて、2、事業計画の業務委託について、3、ほたるの物産館ペースト加工施設について、4、村道の維持管理についての通告が出ております。立道徹議員の質問を許します。

7番、立道徹君。

立道 徹君の一般質問

○7番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、7番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

3月の当初予算にですね、復興むらづくり推進費の委託料の中に、復興ポータルサイト保守管理委託料、そして管理運営委託料として255万円計上されております。この予算はですね、企業からの寄附金によって賄うということでございました。この復興ポータルサイトについて質問をいたしたいと思います。

まず1点目は、どのような内容、事業なのか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではご説明いたします。

本村におきましては、一日も早い復旧、復興を進めるため、復興計画を策定し各事業を進めております。復興ポータルサイトでは、村民における発災当時の記録や復旧・復興状況、豪雨災害の記録、また、住民の方がとった対策など、行政だけでなく地域住民と一緒に写真や映像などを活用し、山江村の今を伝えながら、未来の山江村の在り方を発信しております。この背景には、今後の災害に備えるため、今後の教訓を最大限に生かす術を後世に伝えることを念頭に製作しております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 映像とか村民の声とか、今現在、万江川流域はですね、まだ20%ぐらいの進捗でございます。その状況あたりもですね、20%から50%、70%、80%という状況で発信していただければと思います。

まずは、このホームページ等で流されると思いますけど、インターネット使用ありきだと思いますので、村民の皆様にはですね、浸透していくのかそのへんを伺いたしたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではご説明いたします。

復興ポータルサイトでは、災害の記録など住民自ら情報発信が可能となっており、誰でも投稿することができます。特に災害の様子などを多くの方々に投稿いただければ、後の教訓として大いに活用できると思います。

また、現在開催しております村政懇談会の中でも多くの皆様に知っていただけるよう、復興ポータルサイトにつきましてご紹介しているところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） まだまだネット使用の復旧がですね、村内では少ないと思いますが、まずはケーブルテレビ等でそういうのを発信はできますかね。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） ご質問のケーブルテレビにて発信ができるかということでございますけれども、実は今月末から7月4日にかけて、山江村ケーブルテレビにおきまして、ポータルサイトで流しております動画を中心に編集を行いまして、災害特別番組を放送する予定としております。ですのでぜひご覧いただければというふうに思います。以上です。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 次にですね、これからずっと続くと思いますけど、今後の方向性について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それでは、今後の方向性についてということでご説明いたします。

今後も住民参加によります取り組み、六つのプロジェクトの紹介や、取り組みへの参加を募るきっかけの場として、ひいては交流人口を増やすツールとして活用してまいりたいと思っております。

また、多くの方にお話を伺い、発災当時の様子や教訓などを収録し、随時掲載していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 復興ポータルサイトについては、鎮山親水ということで、一応この事業の最終目的、そしてまた求めるものは何か、これは村長のほうがいいですかね、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、ご指名でありますので私からお答え申し上げます。

令和2年7月豪雨災害、ご案内のとおり甚大な被害をもたらしたということでありまして。ただ今回の今次災害といいますか、見てみますと、線状降水帯が7時間にわたってですね、人吉球磨の上から逃げなかった。雨を降らし続けたということでありまして、今までにない被害であったということでありまして。特に下流域の人吉市は水没しましたし、球磨川に面しております球磨村については、壊滅的なインフラが被害に遭ったというような大雨でありました。

そういうことを考えるときにですね、もう今や、いわゆる治山治水といわれる、行政が山をしっかりと整備して、水の土手あたりいろんなことをやって、また学者の意見を聞きながらそういう工事をやるということだけでは、守りきれないというよ

うな予想に反するですね、大雨が、豪雨が降るということでもあります。もちろんこれは地球温暖化による異常気象が世界各地で起きていることでありまして、当然そのことも我々もですね、その被害を受けることにもなるというようなことでもあります。

したがって、そういうことを考えるときに、役場だけでは、行政だけではもう守りきれないということであれば、要するに住民の皆さん方も一緒になって、自分の命は自分で守る、誰しも逃げ後れないという言葉がありますけれども、いざというときの避難をどうするかというようなこともありました、そういうことを皆さんで学んでいかななくては言えないということです。

特に今次水害でどういうことが起きて、どういう被害があって、どうしなければいけなかったのかというような教訓は多々出てきております。被災された住民の言葉の中から出てきておりますので、そういう言葉を基にしながら、令和2年7月豪雨災害、今次水害とも言いますけれども、もう2年経ちますから今次水害はあれですが、基にしてですね、しっかり教訓としながら、次の災害に備える、また、今後生活をされる、山江で暮らしをされる方々、子どもたちにもしっかり今後のこの教訓を残していくということが、大事だろうかと考えているところであります。

まさに今後ともですね、議員おっしゃられましたとおり、いろんな情報を流していく。特に行政情報よりも、村民の皆さんがどういうことを行動されるか、どういうことを思われるか、またどういうことを欲しがっておられるかということについては、復旧状況を掲載せろというようなことがありましたけれども、そういうことも含めて、誰しものがですね、見やすい、そして、いざというときにはですね、その教訓から自分の命は自分で守るというような行動に出ていくような、事業としてですね、このポータルサイトを運営していければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思いますし、折にふれ更新していきますのでご覧いただければとも思うわけでありまして。以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） せっかくケーブルテレビがありますので、村民の方はですね、まだまだネットが使えない人がたくさんいらっしゃると思います。そのへんの情報をですね、発信していただければ、村民の方にもわかりやすくポータルサイトというのはどういうものか理解されると思います。

1点だけですね、ケーブルテレビで流してもらいたいのはですね、1分も早く逃げるのが一番先決なんですけど、防災グッズあたりもですね、ちょっと頭の中に入れてもらって、こういうのを持ってきてもらいたいとか、また、村からですね、1軒に一つぐらい防災グッズをですね、そういうのも考えていただければと思ってい

ますけど、村長、お願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 貴重な提案ありがとうございました。防災グッズあたり個人で準備されている方々もおられますけれども、全体的に見まして、そういういざというとき逃げるということについて、そういうグッズが必要ということ、ちょっと調査してみたいと思いますし、前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） よろしく願い申し上げます。では次の質問に入ります。

事業計画の業務についてでございますけど、各種事業計画のですね、コンサルタント業務委託もあります。計画によってはですね、事業計画書が現場、現状に合わず、結果は伴わず実現できないものが見受けられます。この現状についてどのように考えているかを伺いたいと思います。

まずは、日当戸屋線のですね、黒原地区のこれは山村活性化補助事業ですかね、それとか新層地区、栗の新植、また地域づくり研究所もいつのまにか廃目になっております。また未来塾の百人委員会もですね、徐々に人数が減っていった、今後の活動というか、委託のほうはどうなっているのか、そのへんを伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは立道議員のご質問にお答えいたします。

産業振興課といたしましては、言われました項目の2点あるかと思います。

まず1点目ですけれども、この事業につきましては、山村活性化支援交付金、農林水産省が所管しておりますけれども、そちらの交付金は活用いたしました、山江村特用林産物振興協議会の中で設置した策だというふうに思っております。これにつきましては、山江村でですね、特用林産物を活用して、販路拡大やですね、農林産物の振興ということで、実績といたしまして「ごろごろ炊き込みご飯の素」、タケノコとかですね、そういったのを入れたご飯の素や、「あと混ぜわらび飯の素」などをですね、作っております。その中のタケノコのですね、竹林を有害鳥獣から守ろうということで、ワイヤーメッシュ柵をしているということでございますけれども、令和2年7月豪雨でですね、議員もご承知のとおり、現在は行くまでの村道が通行止めというふうになっておりまして、なかなか所有者の方も現地まで足を運べないというような状況でございます。迂回をすれば行けるということも承知しておりますけれども、迂回して行かれると、所有されている方の家からするとですね、だいぶ遠回りをして行かなければならないということでございますので、村道復旧後にはですね、現地に入ってきて、適正な管理をしていただければというふうに思っているところでございます。

なお、この「ごろごろ炊き込みご飯の素」、以前もほかの議員からご質問がございましたけれども、こちらにつきましては、都市部への販売を目的とするということでございまして、現在製造販売は村内の業者のほうにお願いをして販売をしてもらっておりますけれども、引き合いがだいぶ増えてきておりまして、販売については村外の業者の方にもですね、お願いできないかというような相談を受けております。製造、また原材料はですね、山江村のものであれば、販売についてはその事業者の方をお願いしてもいいんじゃないかなろうかということを思っておりますので、さらなる販路拡大につなげまして、農林業の振興に努めていきたいというふうに思っております。

2点目の栗の新植の状況ということですが、こちらにつきましては、川辺川造成団地内の栗の新植事業化と思っております。こちらにつきましては、地方創生交付金を活用いたしまして、平成30年度から令和2年度までの3カ年間で実施しているものでございます。

この中には、地方創生推進交付金の計画の中にあります、収穫量の増加と担い手の確保を目的としているものでございまして、3年間で約5.4ヘクタール、3500本ほど植栽いたしております。

苗木のですね、維持管理につきましては、耕作者の方に行ってもらっておりまして、除草作業やですね、肥料等の施肥などを行ってもらっておりますけれども、1カ所どうしてもなかなかですね、ご家庭の事情によりまして管理が行き届いていない箇所がございました。昨年度から担当のほうでですね、所有者の方にご相談、指導を行いまして、最近ですけれども、新たに管理をしていただける方を見つけられたということで、除草作業などは行われているというところでございますので、この事業における管理が行き届いていないという箇所はないというふうに現時点では思っております。

平成30年度から令和2年度までの植栽ということで、栗の収穫量の確保につきましては、「桃栗三年」とは言いますが、なかなか3年目ぐらいから実がなって、だいぶ収量としてカウントできるのは、やはり数年経たないといけないと思いますので、あと2、3年ほどしないとですね、なかなか収量の増大には寄与しないとは思われますけれども、所有者の方もそれぞれ頑張っておりますので、村としても何らかの手助けをしていきたいというふうに思っております。

また、この川辺川造成団地内においては、枯死でですね、苗木を植えても枯れる場所がいくつかあります。こちらにつきましては、県の事業、これは村長のほうが儉約にも要望活動をされておりますけれども、そちらの事業を活用いたしまして、

枯死対策も行っているということでございますので、引き続き栗のですね、増大には努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それでは、百人委員会の現在の状況ということでございます。

まず、観光交流部会でございますけれども、復興を祈念いたしまして、今回竹灯籠を作成いたしまして、温泉「ほたる」のほうに飾る予定としております。また、若手農業部会につきましては、昨日夜打ち合わせをしておりますし、福祉部会におきましては、消費期限間近の食品を活用して、キャンプを行っております。そのようなことですね、各部会様々な活用を現在もですね、していただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 何点か補足したいと思いますけれども、まず、川辺川の件ですね、川辺側造成地の件で栗が枯れるという問題が課長申し上げました。これはですね、多良木のほうもですね、桃が枯れる、枯死問題が非常に課題として残っているわけですが、県のほうに県の事業として、営農事業としてしっかり対策を立ててくださいというようなことを言っておりますが、県のほうの予算があくまでも数十万の予算でありますので、もう少し抜本的にやってほしいというようなことでございます。

そういうことを含めて今回といいますか、最近の動きとしては、国会議員の土地改良の代議士の議員がおられます。進藤金日子さんておられますが、最近そのあたりにもあたりながら、農地耕作条件を改善してくださいというような事業、そして、農村漁村振興交付金、最適土地利用対策としての事業を、山江村として起こしますからしっかり補助金くださいというようなことで、対応をさせていただきたいというようなことを考えているところでありますし、主軸事業として山江村のですね、あげていきますので、よろしくその付近の所もご理解とご支援も、議会のご支援もよろしくお願いしたいと思います。

それから、百人委員会ですけれども、減っていると私、全然聞いておりませんが、ここ2年間全く事業ができなかった、活動ができなかったという状況が続きました。3年ぶりに先般、総会をされまして、私も参加をしてきたところでありますし、それぞれの部会がしっかり活動をされようとしておられます。

全体の会長は川内君ですけれども、そういう状況でありますし、先ほど課長が申し上げましたとおり、先般、トキの朝市として、時代の駅でそういう朝市も行われ、私も行ったところでありますが、また竹灯籠を作ろうとかですね、その震災から被

災者を激励する、またこのことを忘れないということで、竹灯籠を作って温泉センターほたるのですね、ボランティア活動を中心としながら一生懸命やられているところでもありますので、その付近のところでもありますね、ぜひ行政も一緒になって、この地域の山江村の活性化に向けて支援していきたい、また行動していきたいと思っていますところでもあります。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） コンサルタントが業務委託されますよね、そういうときにはまる投げというか、それともやっぱり職員、村長もですけど、要望とか要求とか、指導等はされていますか。

○議長（中竹耕一郎君） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

委託事業者を選定する際には、プロポーザル方式ということで、その交付金です、私たちがやりたい内容に沿ったプレゼンテーション、いわゆる説明を行っていただいて、村長を含めた選考委員の方で採点をしていただいて、私たちがやりたいことを実現してくれる、提案してくれる委託業者のほうを選定いたしております。また、業務委託の契約の締結後はですね、1年間ただまる投げするのではなく、定期的に打ち合わせ、コロナ禍においてはですね、オンラインという方法ができ上がりましたので、オンラインでもやっておりますし、今の事業者は福岡の業務委託業者なんですけれども、こちらに来ていただいて打ち合わせも行っておりますし、場合によっては村長も交えて打ち合わせを行って、計画の実現のために取り組んできたところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 業務委託をせざるを得ない状況はわかりますけど、村の活性化は職員の双肩にかかっております。職員の自主性、想像力、企画力を生かし、現場住民との連携によって、現場重視した事業計画を練り上げることにより成果が伴うと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） どうも、私に質問のようでありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

役場は組織でありますので、私を中心として副村長、それから各課長、それから係長、主査、主事というピラミッド型で動いているということでもあります。私の方針としては、一つはですね、大きな方針とか方策については、こういう方向で村は動かしたいというのは申しております。あと各それぞれの担当、特に課長を中心としながらですね、政策形成能力を高めてくださいというような話をしているわけで

す。この政策形成能力とは、私自身説明しているのは、それぞれの担当の課長で、こういう村にならなくちゃいけないというのがあるかと思いますが、現状はこうありますと、現状をその本来の姿というか、あるべき姿にどうすればなっていくかということが、この過程が政策を形成していく過程だというふうに考えておりますし、それについては職員に任せているところであります。その報告を聞きながら微調整をしたり、また何通りかの意見の中で、こっちのほうがいいんじゃないかというような指示はしているところであります。

いずれにしても、おっしゃるとおり職員の皆さん方がですね、職員がしっかり自分がやるべきこと、目の前にある山江村の課題に気づき、その課題解決のためにどういうことをすべきかということで、この組織としての山江村は動いていきますので、その付近の指示をしております。

もう一つは、また扇型の村政とよく言っていますけれども、現場の村民の方々がどういうことを思っているのか、村民の方々がおられて、職員がおって、課長がおって、どんどん尻すぼみになって議会があり、私が一番そのすそ野におると。要するにピラミッドを逆にした状態ですね。村民主体と、要するに村民主導といえますか、村民が主役といえますか、そういう村政もしっかり意識しながらやっていきましょうというようなことを、実は職員の研修会で私、そういうことを述べさせてもらっているところであります。

いずれにしてもですね、最近では職員の能力を十分に発揮するための自己評価の計画書を作り、それを上げながら皆さん方で共有するという、職員の業績評価等をマニュアルとして作ってですね、それによって職員が自己評価をして出しながら、どこが足りないとかですね、どういうことをしなくちゃいけないということを自分で気づき、自分で動くというような具体的なことにも取り組んでいるところであります。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 今、村長から答弁がありましたとおり、自己評価もですね、嘘の自己評価してもらえばいかんですけど。

では次の質問に入ります。ほたるの物産館、ペースト加工施設についてでございますけど、この施設はですね、平成29年繰り越して平成30年度に完成しております。交付金は地方創生拠点整備ですかね、活用されております。設計監理、建築設備工事で4,000万円を超えていますけど、まずはこの施設でペーストを加工されたまずは栗の購入量ですね、それと必要量の確保について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではご説明いたします。

令和2年の生栗、むき栗の買い取り量は18.6トンとなっており、令和3年度実績は14.6トンとなりました。買い取り量の減は、全体的に収量が少なかったことが起因されると推察されますが、本年度の必要量は約18トンを見込んでおるところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 今年は18トンということでございますね。ペースト加工の施設はですね、目的はペーストを作ることでしょうけど、実際最終目的というのは、ペーストを作ってから販売するんでしょうけど、そのへんのことについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではご説明いたします。

このペースト工場につきましては、やまえ栗の生産量の増加と品質向上を図り、物産館「ゆっくり」の栗加工施設の規模拡大と機能強化により、施設の生産性、収益性の向上や雇用の創出に加え、生産量の増加及び品質向上に伴います農家所得の向上等による地域活性化を図るため行っておる事業でございまして、先ほど議員が申されましたとおり、地方創生拠点整備交付金を活用いたしまして、平成30年度に総事業費約4,800万円で整備した施設でございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） じゃあ現在のですね、稼働状況とペーストの生産加工量、現在の生産加工量ですね、令和元年から3年度ぐらいをちょっと報告してもらえば思っております。そしてまた今後の見通しですね、それについて伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではお答えいたします。

令和元年度より始まったペースと製造は、令和元年に0.97トン、令和2年度は1.19トン、令和3年度は1.27トンと生産数量を伸ばしており、これに比例して販売数量も増加しております。令和4年度は現在のところ4月に1回製造ラインを稼働させまして、1.3キログラムを製造したところでございます。前年比約30%上回っている状況です。この増加率を勘案し、生産加工量を試算した場合、令和4年度は1.69トンを見込んでおりまして、安定した商品の提供を目指しております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 令和4年度は目標はですね、1.69トンということで、これはペーストの加工量だと思いますけど、実際加工する前の栗は何トンぐらい必要でしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） お尋ねの1.69トンを製造するのにどれだけの栗がいるかということでございますけれども、ちょっと手元にすみません、資料がございませんので、調べさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 栗のですね、その残る率ですけれども、要するに鬼皮と渋皮がありますから、それからペーストを取るということは、40%ぐらいじゃなかろうかと、残るのがですね、と考えている、よく取れて50%、重量ベースでいきますと、と考えております。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 最後にですね、今後の運用方針について伺いたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではお答えいたします。

令和3年度のペースト機稼働日数は、8日の稼働で純利益約150万円をあげている状況です。新たに横浜のホテルを売り先として開拓し、今年は自前のペーストを使った商品を開発予定とのことで、本年度の純利益の目標として約20%アップを目標に、今後も原料及び売り先の確保に尽力してまいるところでございます。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私から補足させていただきますが、その栗のペーストのみならず、栗の総販売量、額ですけれども、大体生で出るのが6,000万円か7,000万円だと思います。100トン弱ですね。あとは加工にまわっているということになりますけれども、加工での総売上が、やまえ堂、物産館含めてですね、1億4,000万円ぐらい、倍ぐらい生で売るよりもあると。ただ使用料は極端に少ないということでもあります。いかに加工しないとですね、手元に残らないかというようなことになるわけですが、今後ともそのペーストについては、令和2年、令和3年のコロナの影響で、国内のペーストがほとんどなくなってしまったというような情報も私、聞いておりますので、しっかり、そういうやまえ栗でありますから、しっかり高く買ってくれる有名なところを確保しながら、安定して供給ができないかと、そういうことを研究していきたいと思っておりますし、今回、起用人の制度として、地域おこしの制度として来てくれる方、東京にお住まいでありますし、そういう営業担当をされておりましたので、そういう方々の力も借りながら、その出先、販路をですね、見つけていきたいというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 1.69トンと言わずにですね、もし、これは1日フル回転したときにどのくらい生産できますかね、加工は。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではお答えいたします。

今の製造ラインでフル回転した場合、約倍と伺っています。ということは2トン強を製造することができると、ということでございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） では1日2トンをですね、1日で2トンですから、1.69トンとは寂しい限りでございますので、もし「ほたる」だけで、物産館だけでできないときにはですね、やまえ堂さんもいらっしゃると思いますので、そういうのもリースというか、施設をほかに貸して製造するのも良い方法ではないかと思います。

次にですね、最後の質問ですけど、村道維持管理は、先ほど西孝恒議員のほうからありましたけど、1点だけ、除草作業はですね、管理委託されていますけど、側溝の排水溝の土砂とか落ち葉、除草後もですね、多分草を側溝にそのままじゃないかなあと思うんですけど、そのへんは委託料をですね、多少ちょっとプラスアルファしていただいて、そのへんも管理されるようにされたらどうかなあと思いますけど、建設課長はいかがでございましょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

まず除草作業につきましては、先に西議員から質問があり、お答えしたとおりでございますが、外部に委託し、4月から10月にかけて、村道の中で総延長約14.4キロメートルの除草作業を行っております。作業の中で伐採後の草につきましては、側溝から引き上げるように指導を行い、作業にあたっております。

今回ご質問の中で、除草作業に併せて側溝の土砂撤去も含めた作業の委託のご提案でございますが、除草作業のスケジュール、また効率性、見積金額など総合的に比較検討しながら考えたいと思っております。以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 立道徹君。

○7番（立道 徹君） 会計年度任用職員の方もですね、そろそろご高齢ですので大変だと思いますので、そのへんもですね、よく考えていただければと思います。

これをもちまして一般質問を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。再開時刻を午後1時30分といたします。

す。

-----○-----

休憩 午後 0 時 0 5 分

再開 午後 1 時 3 0 分

-----○-----

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで先ほどの一般質問の答弁の中で、一部修正、訂正をしたい旨の届け出が
っております。これを許可します。

高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） 先ほど私の答弁の中におきまして、ペーストの件で
ございましたけれども、現在の稼働状況、ペーストの生産加工量の見通しについてと
いうご質問の中で、私、「令和 4 年度は、現在のところ 4 月に 1 回ラインを稼働し、
1.3 キログラムを製造し」と申しましたが、正しくは 130 キログラムの間違い
でございます。

そしてもう一点ございますけれども、1 日で作れる最大のペーストの製造量はと
いうご質問がございました。この中で私、2 トンと答えさせていただいたところだ
ったんですけれども、ちょっと勘違いをいたしておりまして、1 時間当たり 20 キ
ロでございますので、1 日に換算いたしますと 140 キログラムとなります。

訂正してお詫び申し上げます。

-----○-----

日程第 2 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 3 年度山江 村一般会計補正予算（第 12 号））

○議長（中竹耕一郎君） これより議事日程に従い質疑、討論、表決を行います。

まず、日程第 2、承認第 1 号であります。

専決処分事項の承認を求めることについて（令和 3 年度山江村一般会計補正予算
（第 12 号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第 1 号は原案のとおり承認することに

決定いたしました。

—————○—————

日程第3 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第3、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第4 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第6号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第6号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第5 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第5号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第6 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第7 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第7、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第4号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第8 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第8、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第4号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第9 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第9、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第10 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度山江村一般会計補正予算（第1号））

○議長（中竹耕一郎君） 日程第10、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度山江村一般会計補正予算（第1号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、承認第9号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

本日は、これで会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

散会 午後1時38分

第 3 号

6 月 1 0 日 (金)

令和4年第4回山江村議会6月定例会（第3号）

令和4年6月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | 同意第 2 号 | 山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めることについて |
| 日程第 2 | 同意第 3 号 | 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 3 | 議案第 3 2 号 | 山江村すまいの安全確保支援事業補助金交付条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 3 3 号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第 5 | 議案第 3 4 号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 3 5 号 | 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3 6 号 | 山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 3 7 号 | 公共工事請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第 3 8 号 | 公共工事請負契約の締結について |
| 日程第 10 | 議案第 3 9 号 | 令和4年度山江村一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 11 | 議案第 4 0 号 | 令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号） |
| 日程第 12 | 議案第 4 1 号 | 令和4年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号） |
| 日程第 13 | 議案第 4 2 号 | 令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号） |
| 日程第 14 | 議案第 4 3 号 | 令和4年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号） |
| 日程第 15 | 議案第 4 4 号 | 令和4年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号） |
| 日程第 16 | | 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長） |

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 本 田 り か さん	2 番 久保山 直 巳 君
3 番 中 村 龍 喜 君	4 番 赤 坂 修 君
5 番 森 田 俊 介 君	6 番 横 谷 巡 君
7 番 立 道 徹 君	8 番 西 孝 恒 君
9 番 中 竹 耕一郎 君	10 番 秋 丸 安 弘 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山 口 明 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長 北 田 愛 介 君
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 平 山 辰 也 君
税 務 課 長 迫 田 教 文 君	企画調整課長 高 橋 忍 君
産業振興課長 松 尾 充 章 君	健康福祉課長 今 村 禎 志 君
建 設 課 長 清 永 弘 文 君	教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君
会 計 管 理 者 一 二 三 信 幸 君	農業委員会事務局長 新 山 孝 博 君

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程、日時、第３の本会議で、質疑、討論、表決となっております。
それでは、議事日程順に従いまして、質疑、討論、表決をいたします。

なお、発言については、山江村議会会議規則の規定を守り、事件の内容から逸脱しないよう趣旨に添った質疑をお願いいたします。また、執行部におかれましても、簡潔な回答をよろしくお願いします。

—————○—————

日程第１ 同意第２号 山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第１、同意第２号、山江村教育委員会教育長の任命に関する同意を求めることについてを議題といたします。

ここで藤本教育長より、一身上に関する事件であるため、退場の申し出があつております。これを許したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

ここで藤本教育長の退場を許可します。

それでは質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案を同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者の起立〕

○議長（中竹耕一郎君） 起立全員です。着席ください。したがって、同意第２号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これで採決が終わりましたので、藤本教育長の入場を許可します。

—————○—————

日程第２ 同意第３号 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（中竹耕一郎君） 日程第2、同意第3号、山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについてを議題いたします。

ここで、迫田税務課長より、一身上に関する事件であるため、退場の申し出がっております。これを許したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。

迫田税務課長の退場を許可します。

それでは質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。本案を可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者の起立〕

○議長（中竹耕一郎君） 起立全員です。着席ください。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

採決が終わりましたので、迫田税務課長の入場を許可します。

—————○—————

日程第3 議案第32号 山江村すまいの安全確保支援事業補助金交付条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第3、議案第32号、山江村すまいの安全確保支援事業補助金交付条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第33号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第4、議案第33号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議案第34号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第5、議案第34号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第35号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第6、議案第35号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第３５号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

————○————

日程第７ 議案第３６号 山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第７、議案第３６号、山江村特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第３６号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

————○————

日程第８ 議案第３７号 公共工事請負契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 日程第８、議案第３７号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第３７号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 9 議案第 38 号 公共工事請負契約の締結について

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第 9、議案第 38 号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第 38 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 10 議案第 39 号 令和 4 年度山江村一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第 10、議案第 39 号、令和 4 年度山江村一般会計補正予算（第 2 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10 番、秋丸安弘君。

○10 番（秋丸安弘君） おはようございます。

議案第 39 号、令和 4 年度山江村一般会計補正予算（第 2 号）について質問いたします。

ページは 9 ページでございます。企画総務費、委託料、親水公園構想委託料 300 万円、地域活性化起業人事務委託料 370 万円、これとページは 12 ページになりますけれども、災害救助費負担金補助及び交付金、住まいの安全確保支援事業補助金 600 万円となっております。

まず第一番目に 9 ページにつきまして、親水公園ですけれども、復旧・復興に関しまして、同時にやるのか、また場所はどこなのか、どんな構想でやるのかをお伺いいたします。

それと地域活性化起業人事務委託料 370 万円については、今まで地域協力隊のような、どのように違いがあるのか。

それと、災害復旧支援金については、住まいの安全確保支援事業補助金 600 万円ですけれども、この事業の説明と、何件分で 600 万円提示されているのかお伺いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではお答えいたします。

1 点目の親水公園について。場所でありますとか構想、そういったものはどういったものなのかということでございますけれども、今のところ白紙の状態でございます。これから村民の皆様のご意見、そして総合公園建設検討委員会、また百人委員会の観光交流部会の皆様方、各種団体の皆様方と地域の住民の方々、幅広い方々の意見を聞いて、これから基本計画、基本構想をつくってまいりたいというふうに考えております。

2 番目の地域活性化起業人と地域おこし協力隊のどこが違うのかということでございますけれども、まず、この制度でございますが、地域公共団体が三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら、地域の独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取り組みに対して交付税措置がなされるものでございます。なお、この交付税措置といたしましては、年間560万円を上限に100%交付税措置されるものでございます。

自治体のメリットといたしましては、民間企業において培った専門知識、業務経験、人脈、ノウハウを活用される。また、外部の視点、民間の経営感覚、スピード感覚を得ながら取り組みを展開していただける、そういったところが自治体に対するそのメリットであると考えます。

これを受けまして、どなたに依頼をするのかということでございますけれども、山江村出身の方がいらっしゃいまして、この方はどういう方かと申しますと、フジサンケイグループのグループ会社、サンケイアイにお勤めでございます。業務は広告代理業務を主にされておりまして、企画書をいただいておりますけれども、その中で、広告代理店機能を生かした広報活動策、支援サポート、人口減少に伴う課題解決支援と不動産プロデュース、日本遺産温泉地を背景とした観光業の強化に伴うプロモーション活動、特産品の商品開発及び販路戦略の構築、インナープロモーション、村内におけるコミュニティ活性化支援、このようなご提案を受けているところでございます。

以上、地域活性化起業人の方ですね、ご説明を終わります。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、ご説明いたします。ページ12ページの款3、民生費、項3、災害救助費、目1、災害救助費の600万円、住まいの安全確保事業補助金についてということでございます。先ほど議案の第32号におきまして可決いただきました山江村住まいの安全確保支援事業補助金交付条例に伴います

予算でございます。

内容といたしましては、令和２年７月豪雨により、本村で被災し、罹災証明を交付された村民の方に対しまして、山江村内において住居の新築または購入等により、生家等を再建されるにあたり、何らかの安全対策をとられ、安全を確保するために行う用地の嵩上げや構造物の設置、別地への移転等に要する経費の一部を補助するというものでございます。

こちらの補助につきましては、県が行います球磨川流域復興基金を財源として行う事業でございまして、本災害救助費に計上させていただいております６００万円につきましては、この上限の３００万円、１件当たり３００万円掛ける２件分の６００万円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうから補足させていただきたいと思いますが、特に企画総務費の委託料の件であります。地域活性化起業人委託料につきましては、課長が申したとおりであります。ただこれは都会に住むスキルを持ったいろんな知識を持った人が、田舎にその知恵を生かして田舎の活性化を図るというものでございます。

この件についてはですね、山江村出身者、山江中学校、人吉高校を出た人がですね、大学は慶応大学だと思いますが、それからフジテレビに就職されておりました。今回定年でフジサンケイグループのフジサンケイアイという広告代理店に再就職されたという方が、自分のいろんな経験を生かし、スキルを生かしながらですね、ふるさと山江村のために頑張りたいという意思を表明していただきました。直接私のほうに電話があったわけでありまして、そういう企業人材、都会の企業で活躍された人材をしっかり活用しながら、山江村のほうの地域づくりに生かしていくという制度でありまして、特別交付税で１００％の補助でもありますし、３年間という期間はあるんですが、一緒になってですね、山江村のことを考えていただき、また、都会と山江村を結ぶいろんな役割もになってもらうことができるんじゃないかなろうかというようなことで、今回予算化したところであります。

それから、親水公園でありますけれども、これにつきましては、当初はですね、熊本県の河川局長がですね、山江村はあれだけ万江川はたくさんの方が来られてきれいな川でありますから、親水公園を造られてはいかがですかと。今度の復興に際してというような意見をいただきました。

その局長、実は今、国土交通省の河川局のほうに、河川課のほうにですね、国土保全水管理局といいますけれども、そちらのほうに帰られているわけでありましての

で、なおさらやりやすくなったということでもあります。

ただ、その構想をですね、つくるにあたって、どうしても専門家の意見が必要になります。それは治水の、水の流れですから治水の安全度の問題をどういうふうに設計するのかということもありますし、また、いろんな他地域の事例を活用しながらですね、どういう親水公園が山江村には適しているのか、私、鎮山親水と言っておりますので、もちろん山江村のその自然環境にいかにマッチした公園にしていきながら、美しい今、なかなか魚も泳いでおりませんしホテルも少ないということでもありますから、再度その美しい万江川を取り戻すというようなコンセプト、基本理念の中でですね、その親水公園を位置づけていくというようなことでもあります。

もちろん職員のほうもいろんなことをいろんな知恵を出します。アイデアも出します。加えて、今回は村民の方にいろんな意見をですね、聞きたいと思っています。そのときの、実は淡島周辺に造ってはいかがですかと言われた淡島出身の方もおられましたけれども、失礼しました、屋形出身の方がおられましたけれども、そういう意見をもとにしながら、どこにどういう形で、どれぐらいの規模でやっていくのかということですね、煮詰めさせてもらいたいし、それを専門的にまとめるという業務が必要でありますので、この件につきまして、コンサル委託料として組ませていただいたということでもあります。

コンサルの件について昨日ですね、いろいろ立道議員とやり取りやらせてもらったところでもありますけれども、役場職員だけではやっぱりどうしてもできないことがあるわけであります。例えば、建設課の設計業務あたりは、見積もり業務あたりはコンサルにお願いしているわけでありまして、そういう専門的なことについては、どうしても専門家の方々の意見を尋ねなくちゃいけないということでもあります。

国を見回しますと最近ではですね、コロナウイルス感染症あたりにつきましては、医師の専門家の意見を聞きながらその対策を打つというようなことが良き例でありますし、そういうことも含めてですね、村民の期待、また村民の方々が身近に感じるような親水公園を造っていければということでもありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 秋丸安弘君。

○10番（秋丸安弘君） 現在は白紙の状態、コンサル委託料を利用してやるということで、また村民の意見を十分に聞いていただきながら、村民の総意に合うような親水公園を造っていただきたいと思います。

質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 議案第39号、令和4年度山江村一般会計補正予算（第2号）についてであります。9ページ、款4、節の12、委託料、親水公園整備構想委託料300万でございますけれども、今、村長からもですね、コンサルの話がございましたけれども、執行部とですね、そのコンサル委託業者等は、いろいろと打ち合わせをやられるかと思うんですけれども、復興プロジェクト委員、委員会ですね、こちらとコンサル業者の関係はどのように進めていきたいというふうにお考えなのか伺います。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） 委員会とコンサルの関係性ということでございますけれども、意見を出していただくのは当然皆様方でございます。コンサルはあくまでその出た意見をまとめまして、成果品として納入いただくというところです。ですので、できれば皆様方を集めまして、ワークショップでありますとか、そういったことを行いまして、皆様方の意見を広く聞く、そして、それをまとめていただいて、成果物として納入いただく、それがコンサルの役割だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） では私のほうからお答えします。

課長が全体的なことを申しましたけれども、今回の公園の親水公園はですね、復興計画の中の六つのプロジェクトの一つ、大きな一つであります。当然、委員の皆様方が復興プロジェクトの中にそれぞれ入っておられますので、復興の委員の方々も当然中心になっていただくというようなことになります。

加えて、公園のですね、建設委員会がありますので、従来からこれ持っていた委員会がありますので、この委員の方々からは、山江村には分散型の公園を造っていいこうというような答申が出ております。それは、万江川の川を利用した公園が一つに、丸岡公園を利用した公園が一つ、それと山田川河川上にもですね、親水公園を造ったらどうかというふうな三つがありまして、今回、万江川があれだけ荒れたというようなことでありますから、この復旧工事に併せて、特に今は国・県もこの復旧・復興には強く関心を持って目をかけてくれておりますので、そのときを外さずにですね、しっかりやっていければと思っております。当然、公園の委員の方々、それから復興委員の現在動かしておりますけれども、委員の六つのプロジェクトの方々のほかの方もよございますし、また、百人委員会の方々の関心ある方々はぜひ入っていただきながら、そして、村民の方々もこういう公園を造りたいという意見

のある方は、ぜひ参加いただきながら、その意見をまとめていきたいと思っているところであります。

昨日、イニシアティブというか、主導権はどちらにあるのかというようなことが、ここでやり取りさせてもらったんですが、当然主導権は山江役場にあるわけでありまして、山江側がしっかりこういうものを造っていくという趣旨の中で、いろんなアドバイスをしながら、また、いろんな法律的な先ほど言いました治水場の問題とかありますので、そういう法律的問題をコンサル、クリアしてもらいながら、絵を描き、また一つずつ見積もりを積めていくというような作業になっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） 詳細にですね、今、ご説明いただきました。私が聞き逃したのかもしれませんが、このコンサル業者ですね、その方々がそういった委員会の会議等々にですね、もう一緒に参加されて進められるのかなというところもちょっとお聞きしたかったんですよ。どうでしょう。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 大変失礼いたしました。委員会とコンサルの関係ですけれども、当然一番最初からですね、どういう意見が出るのかという、あまねくその意見を聞いてまとめる必要がありますので、一番当初から入っていただき、いろんな意見をまとめていただくという作業をし、その作業を通してできた成果をですね、また委員会に申しながらの繰り返しの中で進めていく作業になるというようなことでございます。

○2番（久保山直巳君） 質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま議題にあがっております議案第39号、令和4年度山江村一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

ページは9ページであります。節の12、委託料、説明の中で、親水公園整備構想委託料300万円、これについては今、2人の議員のほうから質疑をされておりますが、この案件については3月定例会において、減額修正になって可決された案件でございますが、再度計上されているということでですね、そのときの3月定例会での、その動議後の執行部の意見というのをちょっと伺っておりませんので、提案理由についてのですね、ちょっと意見を聞かせていただければというふうに思います。

この提案理由の中で、一番大きな想定になっているのが、私は万江川流域の状況は、村道や河川の護岸工事等の災害復旧工事が急ピッチで行われている中、村の全体的な災害復旧完了までのスケジュールや進捗度を考えたときに、時期尚早であるというのが一番の動議の提案の理由だったと思いますが、これについての執行部の考え方をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、私のほうからお答えいたしたいと思います。

当然、現在万江川流域、相当壊滅的にやられておりまして、その復旧工事が各地で行っている最中であります。まだまだ復旧状況については、完成度といたしますか、竣工はですね、20%程度というようなことでありますけれども、早々にこの公園整備計画の事業をその場でやるということではありませんで、当然いろんな話し合いをしながらその計画を練って、その計画の中から実施計画をつくり、そして実施するというまでにはですね、やはり1年、2年いるんだろうという気がいたします。

その計画ができた段階で、その事業費について、国のほう、また県のほうに補助金をお願いするというようなことになるわけでありますので、その復旧事業を待つからというのはですね、それもできますけれども、ただ、先ほど申し上げましたが、国・県は今、人吉球磨のこの復旧・復興に強くめをかけてくれております。このこの機に乗じてですね、しっかり復興、要するにレクリエーションの施設という話もありましたけれども、レクリエーションの施設だけではなく、先ほど申し上げましたとおり、この復興の事業として美しい万江川を、誇りある万江川に住む方々をはじめ山江村民の誇りである美しい万江川をしっかりと取り戻していくんだ、みんなを取り戻していくんだ。

また、いろいろな方々の意見も、村外の方々の意見もですね、しっかり聞いていくんだというような計画をつくるというのは、もう始めていかないと遅いというような気がいたしますので、再度予算提案をさせていただくというものでございます。審議のときに十分な説明がなされていなかったということについては、非常に申し訳ない気がするわけですが、しっかりこの場で議論させていただきありがたいと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 今、今後のスケジュールについてもですね、今回は基本構想、前にも私、行ったと思いますけど、基本構想ができて、それを議会にあげていただいて、そこでまた議論をするというような形がベストではないかなあと、それがたたき台がないのにですね、決めつけて後回しというのはですね、ちょっといかがなものかなと思っておるところでございます。

それで、今回は基本構想の段階、次に、基本計画実施というような中になっていくかと思いますが、具体的に整備、親水公園整備の期間についてはですね、何年間というような具体的な数字は持っておられるのでしょうか。

この中では、総合公園基本計画の中には五つあります。水辺に近づきやすいアプローチの整備、車を止められる駐車場の整備、川遊びに必要な洗い場や更衣施設の整備、事故発生時に備えて保安設備の設置、観光プログラムの作成というような、たくさんの課題があっておりますので、その親水公園整備の完了ですね、その期間というのは4年ぐらいを予想しているとか、そのへんの目安を考えておられるのであればそれを聞かせていただければと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） 事業の計画期間ということでございますけれども、本年度予算を認めていただきましたならば、基本計画、基本構想を令和4年度作成いたしまして、令和5年度に実施計画、詳細設計をさせていただこうと思っております。その後、令和6年度にですね、実際の工事が始まると思っておりますけれども、ですので、私の今の想定では、約3年間を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 順調にいった場合は3年間ということで理解をいたしました。ここでまた関係してくることが復旧工事完了ですね、県工事を含めた、村工事も含めてですね、今後何年間ぐらいで復旧工事が完了するのか、ちなみにこれも聞かせていただければと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

○建設課長（清永弘文君） それではお答えいたします。

災害復旧につきましては、基本的には3年間の復旧というのを目標にしておりますが、令和2年7月豪雨に関しましては、甚大な被害を受けておりますので、まず山江村としましては、3年目を迎える令和4年度には、全体工事の80%から90%を完了をめどと考えております。残りにつきましては、令和5年度までには完了できるように工事を進めたいと思っております。

以上でございます。

○4番（赤坂 修君） 県関係も含めた橋とかいろいろあるかと思いますので、山江自体の復旧工事ですね、そのへんも含めた期間がわかればですね、教えていただければ。

○議長（中竹耕一郎君） 清永建設課長。

（「全体的に何年度で山江村の災害の復旧ができるのか、その目安でよろしいで

す。」と呼ぶ者あり)

○建設課長(清永弘文君) すみません、失礼いたしました。県工事も含めれば、スケジュールとしては、令和6年度までには完成するようなスケジュールをいただいております。

以上でございます。

(「質疑を終わります」と呼ぶ者あり)

○議長(中竹耕一郎君) ほかに質疑ありませんか。

6番、横谷巡君。

○6番(横谷 巡君) 議案第39号、令和4年度山江村一般会計補正予算(第2号)についてであります。

ページは14ページ、商工費の温泉センター管理運営費、工事請負費1,970万円、山江温泉「はたる」新館改修工事ということで計上してあります。この件については、当初予算では、ひのき風呂浴室改修工事1,550万円、今回450万円ほど追加されて計上されておりますが、このひのき風呂単独の説明から、今、新館の改修というふうになっていますが、その経緯が、そして内容的にどのようなことが変わってきたのか、その点について質疑をいたします。

○議長(中竹耕一郎君) 高橋企画調整課長。

○企画調整課長(高橋 忍君) それではお答えいたします。

当初の工事の名称ですか、から今の工事の名称に変わった経緯というところでございますけれども、まずもって、ひのき風呂ありきの工事ではなくてですね、全体的な浴室のかびでありますとか天井の張り替え、脱衣所の新たな設置等を行う工事で行いました。その総合的な工事を行うというところで、今回名称のほうを新館の改修工事というふうに改めたところでございます。

また、今回付け加えましたのは、中庭の壁、壁板の改修でございます。こちらのほうもシロアリで結構やられておりましたので、そちらのほうも改修するということです。資材関係がちょっと高騰しておりますので、当初の設計よりも上がっておりますので、400万ほど予算が高くなったというところでございます。

以上でございます。

○議長(中竹耕一郎君) 6番、横谷巡君。

○6番(横谷 巡君) 当初予算で計上されていたときに、ひのき風呂浴室改修工事ということで、委託料まで含めて1,800万円ほどでした。ですから単なるひのき風呂の改修工事にしては高すぎるというその点があったし、皆さんが理解が不足していたと思います。その後、担当課のほうから再度現状を見てくださということ、現場を視察し内容を見てみると、ひのき風呂そのものじゃなくて、内壁、外壁、

天井、空調設備、そして風呂と、本当に痛みがひどいです。ですから、温泉センターとして唯一の本村の高級施設である宿泊施設ですから、高額な使用料をとってお客様に提供する、それにしてはふさわしい施設ではないということを、現場を見て感じました。ですから、私がお願いしたいのは、本当に必要な事業、予算ならば、事前に現場を見てもらうとか、あるいは素人で皆さんに。

○議長（中竹耕一郎君） 横谷議員、質疑をお願いします。意見はされないようにして。

○6番（横谷 巡君） 質疑ですよ。理解をしていただくようにしないと、やはりその事業そのものが理解不足というふうで今回感じました。ですから、今後このような大事な事業予算を進めていくときに、やはり現場を見るとか、詳細な説明をしていただかないとこういうことが起き得ると思いますので、村長はこの件について今後ですね、ぜひそういう説明をして納得いただくような機会を設けていただきたいと。今回感じましたのは、ひのき風呂浴室工事でポンと出てきたもんですから、小さな家1軒分の風呂にしては高額すぎるということで認識していましたので、そのところを質疑いたします。

○議長（中竹耕一郎君） 村長。

○村長（内山慶治君） 温泉センター自体はですね、山江村の大きな拠点となる観光施設でありまして、その施設の管理については、山江村が施設を有しておるわけがありますので、快適な環境をですね、お客様に提供していくという大きな義務がありますので、傷んだところはやっぱりお客さんにそのまま提供することができないということでもありますから、その折に触れですね、議会のほうにお願いをしてきたということでもあります。ただ、今まであれこれとこまめにわたって工事費を出してきたということでもありますので、できるだけまとめてですね、その工事全体というか、傷んだところを議会のほうにお願いし、修繕をするというようなことをするように常日頃から指導しておるところです。ただ今回については、ちょっと金額が1,000万円を超えたということでもありますので、そして、その現場を見る機会がなくて説明が足りなかったということでもありますので、その件についてはですね、執行部としても、傷んでお客さんに提供できないような状態だということで提案をするわけでもありますから、ぜひそのことを理解いただけるような、現場を見ていただくの議会とのその付近の信頼関係といいますか、情報共有もしていきたいと思っております。今回の件につきましては、本当にそういう意味ではですね、説明不足と言われるということであれば、次回からしっかり対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） よろしくお願いいいたします。私ども議会議員としても、現場の状況がわからずに賛成、反対というのも議員の資質として問われますので、今後しっかりとそういった面を反省しながら、研鑽に努めたいと思います。

質疑を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） 令和4年度山江村一般会計補正予算（第2号）のページは15ページでございます。事務局費負担金、外国語研修補助金とありますけれども、ご説明をお願いいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。

この事業につきましては、中学生の海外語学研修補助金でございまして、この次世代を担う青少年をですね、海外へ派遣いたしまして、国際的視野を広め、語学力の向上を図ることを目的といたしまして、平成30年度から実施しております。

令和元年度までに2回実施しておりまして、その後の2年間はですね、コロナウイルス感染症の影響で中止をしております、今回3回目の実施するものでございます。

この中学生ですね、8名分の経費の補助金として、当初予算で169万4,000円を計上しておりました。ただ、今回実施するにあたりまして、燃料費の高騰による航空運賃の値上がりとか、コロナ感染対策のためのPCR検査などの経費などが増えまして、当初の予算ではですね、どうしても不足するというところでございまして、その不足する額84万8,000円を今回の補正で計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（中竹耕一郎君） 5番、森田俊介君。

○5番（森田俊介君） これ行き先とですね、8名の中で逆に3年生が主だろうというふうに思いますが、その点の問題と、向こうに受け入れですね、以前はなんかこちらのほうで何とか知り合いの方がいらっしゃったということで聞いておりますけれども、受け入れ先がどういうふうになっているのかをお聞きいたします。

○議長（中竹耕一郎君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは説明いたします。

行き先はシンガポールということでございます。シンガポールとはですね、以前から交流学习を行っておりまして、向こうのシダガールズスクールということでございます。そこと交流をやっておりますので、そこの訪問をいたしまして、1日間

そこの授業を受けるというようなプログラムを組んでおります。その他、あとは文化的なところを視察するというようなところで、計画をしているところでございます。

それから、一応この条件といたしましては、英検３級程度もしくは同程度の基礎的英語力を要するということでございまして、今回１４名ほどのですね、応募者がございました。全員３年生でございます。そのうちの３級合格している子どもたちが１１名、あと３名が４級ということで、この４級の子どもたちもう３級の実力があるということで、６月の今は全員３級を受験しております。その中から８名ほど今回英語の両先生、２名の先生と、それからＡＬＴで一応コミュニケーション力のですね、テストを行いまして、私も同席いたしましたけれども、非常に子どもたちが積極的にコミュニケーションをとっているというのにですね、感心したところでございますけれども、ただ、どうしても予算的な問題がございましたので、８名にせざるを得ないというようなことでございました。そういうことで、しっかり子どもたちが、すばらしい次世代を担う子どもたちでございますので、そういう点から、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。（「受け入れの、向こうの受け入れ」と呼ぶ者あり）失礼しました。向こうのほうにはですね、以前おりましたＡＬＴのティファニーというのがありますけれども、彼女がいろいろ手配等もしてもらっておりますので、そういう面ではスムーズに行くのかなというふうに思っております。

○議長（中竹耕一郎君）　５番、森田俊介君。

○５番（森田俊介君）　コロナで２年ぐらいはなかったですかね。そのまま卒業された３年生は残念だったろうというふうに思いますけれども、ひとつ事故のないように充実した研修にしていいただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（中竹耕一郎君）　ほかに質疑ありませんか。

７番、立道徹君。

○７番（立道　徹君）　それでは、ただいま議題となっております議案第３９号、令和４年度山江村一般会計補正予算（第２号）についてでございます。ページは９ページでございますけど、企画総務費の１２、委託料の親水公園整備構想委託料についてと、１４ページ、商工費、３、自然休養村施設維持管理費の中で、１４番、工事請負費ですね、がありますけど、その内容についてということで、まずは、１点目の親水公園整備構想委託料については、３月にですね、先ほど赤坂議員からもありましたけど、否決された委託料でございます。３月終わって６月ということで３カ月しか経っておりません。やっぱり、まずは構想計画から施工までですね、財源は何かということと、そして、３カ月しか経っていないのにまた計上されているとい

うことは、委託コンサルタントも決まっているのかなということと、３００万円というのは金額はどのようにして出したのか、そのへんお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 高橋企画調整課長。

○企画調整課長（高橋 忍君） それではお答えいたします。

すみません、親水公園の一つ目は何ていう。

○７番（立道 徹君） 委託コンサルタントはもう決定されているのかということです。

○企画調整課長（高橋 忍君） いいえ、これから公募いたしまして決定していきたいというふうに思っておりますので、全然まだ、はい、入札をしていきたいと思っておりますので、まだ全然決まってはおりません。

○７番（立道 徹君） ３００万という金額はどのようにして出されたのか。

○企画調整課長（高橋 忍君） ３００万円の根拠でございますけれども、一応こちらの内部のほうで計算をいたしまして積算をしたところでございます。ちょっとお待ちください。算出資料がですね、あるのでちょっと今、手元に持ってきてないものですから、後ほどご説明。

○７番（立道 徹君） あと構想計画からですね、施工まで、財源は何を使われますかということです。

○企画調整課長（高橋 忍君） 親水公園の基本構想の財源ですけれども、こちらのほうは過疎債のほうを充当いたしまして実施いたしたいと思っております。過疎債と申しますのは充当率１００％、交付税算入率７０％の有利な起債でございます。

○７番（立道 徹君） 施工まで考えでよろしいんですか、施工。

○企画調整課長（高橋 忍君） 施工はまた新たに入札を行いましてですね、（「いやいや、財源を見つけて」と呼ぶ者あり）財源を見つけて、実施をしてまいりたいと思います。

あとは、自然休養村管理センターの改修工事につきましてでございますけれども、今回一般会計補正予算（第２号）におきまして、工事費を１，１００万円計上しております。（「１億１，０００万円」と呼ぶ者あり）すみません、１億１，０００万円でございます。失礼しました。工事の内容でございますけれども、当該施設を指定避難所として活用すべく、南側経年劣化部分の取り壊し及び撤去工事を行います。さらに大会議室、いわゆる体育館でございますけれども、耐震化でございますとか、トイレ、給湯スペース及び休憩室、備蓄倉庫を新たに設けます。財源といたしましては、充当率１００％、交付税算入率７０％の緊急防災・減災事業債を活用し、事業を実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○７番（立道 徹君） はい、終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

6 番、横谷巡君。

○6 番（横谷 巡君） 動議をお願いします。

○議長（中竹耕一郎君） 暫時休憩の動議が出ておりますので、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、しばらくの間、暫時休憩といたします。

—————○—————

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 10 分

—————○—————

○議長（中竹耕一郎君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま、議案第 39 号、令和 4 年度山江村一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正動議がなされ、修正案が提出されました。

この動議は、1 人以上の賛成がありますので、成立をいたします。

これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

6 番、横谷巡君。答弁席からお願いします。

○6 番（横谷 巡君） それでは、発議者を代表し、議案第 39 号、令和 4 年度山江村一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正案について説明いたします。

発議第 2 号、令和 4 年 6 月 9 日、山江村議会議長、中竹耕一郎様。

発議者、山江村議会議員、横谷巡。

発議者、山江村議会議員、森田俊介。

発議者、山江村議会議員、立道徹。

発議者、山江村議会議員、西孝恒。

発議者、山江村議会議員、中村龍喜。

議案第 39 号、令和 4 年度山江村一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則第 16 条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

別紙をご覧いただきたいと思います。

議案第 39 号、令和 4 年度山江村一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正案。

議案第 39 号、令和 4 年度山江村一般会計補正予算（第 2 号）の一部を次のように修正する。第 1 条中、3 億 3,090 万 4,000 円を 3 億 90 万 4,000 円に、53 億 7,590 万 4,000 円を 53 億 7,290 万 4,000 円に改める。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入。款、項、補正前の額、補正額、計、村債、村債、補正額、2億8,410万円から300万円減額し、2億8,110万円とし、計4億8,850万円を4億8,550万円とするものであります。

歳入合計、補正額、3億390万4,000円を3億90万4,000円とし、計53億7,590万4,000円を53億7,290万4,000円とするものであります。

歳出。款、項、補正前の額、補正額、計、総務費、総務管理費、補正額、2,118万6,000円から減額し、1,818万6,000円、5億4,530万3,000円から5億4,230万3,000円とするものであります。

歳出合計、3億390万4,000円から3億90万4,000円とし、53億7,590万4,000とするものであります。

第2表、地方債補正の一部を次のように改める。

起債の目的、限度額、親水公園整備構想事業、300万円からゼロにするものでございます。

次のページには、補正予算（第2号）の修正に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございますので、ご覧いただきたいと思います。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

本修正案は、万江川親水公園整備構想委託料300万円を削除するものであります。

本件については、3月議会定例会の令和4年度一般会計当初予算に提案され、修正動議により可決しましたが、今回再度同内容にて予算計上、提案されているものであります。

本村における令和2年7月の豪雨災害は、ご承知のとおり、万江川流域沿いの家屋や道路、橋梁等のインフラに甚大な被害を与えまして。

現在の万江川流域の状況は、雨季を控えその災害現場である村道の改良工事、河川の護岸工事、橋梁の掛け替え工事など、災害復旧工事が急ピッチで行われております。

集中豪雨による万江川のすさまじい氾濫の状況を目の当たりにされた、被災からの恐怖心が消えない流域住民の心境は、川に入り、水に親しむという親水公園整備構想への思いは感情的にもほど遠く、誠に求められているものは、道路、橋梁、河川、農林作業道等のインフラの一日も早い復旧・復興と、仮設住宅等被災者の生活再建、被災家屋の再建を図ること。そして、万江川流域での再度の災害発生から、住民の安心安全を守るため、自然の摂理と将来を考えた山と川の整備に努め、それ

を実現することにあります。それが見えてきたときに、災害復興の基本理念のあかしとなる川に入り水に親しむという河川愛護活動を通して、災害から親水化までの道のりや、自然に親しむ体験活動、災害の教訓を学ぶ場としての川づくり整備事業の展開を図っていくべきではないかと考えます。

以上のことから、現在の万江川の災害復旧現場の進捗状況や、豪雨災害で被災に遭われ、不安を募らせておられる方々の心情を考えたときに、対策が急がれるのは、一刻も早い河川整備の復旧・促進と、被災者に寄り添い、新たな生活再建へのサポートをすることにあり、今の段階での親水公園整備構想計画については、上流の山林の長年の荒廃、浸食作用によって土砂は下流へと運ばれ、川底は絶えず上昇するため、その都度災害が起こり、復旧工事が繰り返されているのが実情であります。

そのような万江川の状況の中で、川に入り、水に親しむ親水公園整備構想計画については、事業の時期的な面を広く考慮をしていただくことが肝要であることから、本修正案を提案するものであります。

議員各位におかれましては、このような万江川の現場事情をしっかりとご理解いただき、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いをいたします。

以上が提案理由の説明でございます。

○議長（中竹耕一郎君） ただいま、提出者の説明が終わりました。この修正案に対する提出者への質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） ただいま議題になっております修正案に対して質疑を行います。

これは副議長が答弁されるかと思いますが、この件につきましては、昨日定例会終了後にですね、委員会室で議長の計らいで協議をさせていただいたところですが、その折に提案理由の説明というところで、副議長のほうから、万江地区を30件まわられて村民の意見を聞かれたというような話をされておりました。そのへんの話をもたまたま聞かせていただければと思います。

また、球磨郡の町村の他町村のですね、議長、副議長にも意見を聞かれたというような話をさせていただきましたので、今回は執行部もおられますので、この場でもう一度そのへんの内容を聞かせていただければと思います。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） では赤坂議員の質問に対して答えさせていただきます。

私も万江地域出身でございます。一週間に1回か2回は登っていき、今の災害復旧現場の業者の方のご意見とか、住民の皆さんと接する機会が多ございます。本当に今、万江川の流域で災害に遭われた、7月の豪雨災害のあの恐ろしいような万江川の氾濫、本当に恐怖と不安をいっぱい持っておられます。そして、そのようなと

きに川に入り水に親しむというのが、本当に今の中で適切なのかどうか。執行部のほうから提案いただきましたように、確かに山江村の万江川は大切な資源です。守っていかなければなりません。私が提案理由で説明したように、時期的にずらして、今は本当にですね、しないと村債までして今この河川整備計画をする必要があるのか。まだ林道の作業道は、恐らく執行部からは2年かぐらいでできると言われましたけれども、私は5年、6年かかると思いますよ、今の作業道関係は。そういうふうに住民生活は本当に、今、木材価格が上がっているのに出されんとですよ。

で、確かに私も一軒一軒まわって、皆さんの意見聞いたことは、昨日あとで協議をしたときにお話したとおりです。

それから、地元ばっかりの意見じゃいけませんから、研修会議でもどういうふうに思われますかということは、これは雑談の中でいろいろ話が出ますよね、当然修正動議が出て、万江川に親水公園ができるということを修正動議で出したよなあていうことを聞きますから、やはりその中での大半は今の時期に、例えば災害あったところで親水公園の話すれば、うち付近は大事ばいとか、そういう意見が結構出ました。

ですから、私たちも単なるこの親水公園するのは認めます。以前から万江川のですね、大切な資源、よそにないような川ですから、ここを生かして観光交流とか、やっぱり子どもたちの学習の場、川辺に植樹を植えて癒しをするとか、そういうことは必要と思うんですよ。でも今の時期に、今の時期に親水公園の話をしたときに、本当に村民の大多数の方がどう思われるかと、私はそういうふうに思います。

私たちは万江川の上流で生まれ育ちました。まだ上流の方はほとんどの方が仮設住宅入居者です。そういう思いを考えたときに、本当に今の時期に川に入り、水に親しむというような話をすることが妥当なのかどうかということを思っております。

以上であります。

○議長（中竹耕一郎君） 4番、赤坂修君。

○4番（赤坂 修君） 私は今度2回目の質疑になりますが、私が伺ったのは、昨日の委員会での協議の座ですね、30件まわられて、そんなほとんどの方が時期尚早だとほとんどの方が言われたというような話をされております。そのことを言っていたきたかったんで、提案理由のほうはですね、先ほど言われて、それに関しても同じだったので、昨日の話をここでしていただけませんかというような話ですが、また町村の議長、副議長にも伝えたということで、批判的な意見が出たというような形を、昨日私たちに、だからそのほかの議員の方も村内をまわって住民の意見を聞いてみてくださいというような形で言われましたので、その話を伺ったわけですが、やっぱり、今、30件まわられて今、言ったとおりですが、万江地区について

は温泉センターから上、井手ノ口からずっとあるかと思いますが、無作為にまわられたのかということですね。その30件がほとんど批判的な意見だったと、今とてもそういう親水公園なんてとんでもないというような話があったというような形されていまして、それは無作為にまわっての意見なのかですね、それと、他町村の議長、副議長さんの意見については、批判的なことを言われたというようなことを言われましたが、他の町村の議長、副議長がですね、山江村の当初予算に対しての意見について、批判する意見をされたとかどのような立場で言われたのかなあというふうに感じました。

それで、言われた方がですね、山江村の復興計画や、この親水公園の基本理念が載っております総合公園基本計画をですね、理解をして、読まれてその意見を言われたのかなあて、私見でよろしいので、そのへんはどのように思われたでしょうか。

○議長（中竹耕一郎君） 6番、横谷巡君。

○6番（横谷 巡君） 私は、議会活動で年1回から2回広報活動をして、約600件か700件まわっております。そして今回も特定じゃなくて無作為ですよ、これは、私は議員の活動というものは、現場の声を聞き寄り添わんと駄目ですから、そのことから言ったことですよこれ。それとよその議会を批判じゃなくて、批判じゃなくて意見ですよ。今の時期に親水公園なんてちょっとどうかなという意見ですから、そのところは理解してください。（「昨日のことは批判されたというような形で」と呼ぶ者あり）、（「簡潔に答弁を願います」と呼ぶ者あり）私たちもよその町村に対しての批判とかなんかはできません。（「ですよね」と呼ぶ者あり）言われたのは、今の時期に災害がいっぱい起きととときに、川に入って親しむような公園のことは、余り適当ではないよという程度の意見ですよ。意見、批判じゃなかつですよ、そういうことです。（「質疑を終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中竹耕一郎君） ほかに質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） では、質疑なしと認め、次に、討論に入ります。討論ありませんか。

10番、秋丸安弘君。

先に反対討論から行いますが。

○10番（秋丸安弘君） この親水公園の件ですけれども、さっきもいろんな、村長、企画課長たちが詳しく説明されまして、まだ白紙の状態、村民の意見を重視するということで、大変今からつくっていくということで、復旧・復興にむかってまだまだ林道、作業道等にいろんな問題がありますけれども、一応復旧・復興と併せてやっていく考えはないのか。

その点につきまして、やはり村民に対しても癒しの場がほしいのではないかと。災害で心も病んでおられますので、癒しの場をつくるためにも、私はこの件につきましては反対でいきたいと思いますので。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、賛成討論はありませんか。この修正案に対する賛成討論です。

5 番、森田俊介君。

○5 番（森田俊介君） この修正案に対しては、賛成の立場で答弁させていただきます。

私も万江出身でございます。この水害を直面しております。災害はいつやってくるかわかりませんが、異常気象で非常に危険な地区でもあります。また、今、一生懸命災害の復旧もしていただいとつていうけれども、これがまた災害がいつくるかもわからないのに、委託だけで考えて公園を造るということは、もう少し時間をいただいて、造るなじゃありません。もう少し時期を延ばしていただいて、ある程度工事が完成したり、また、万江川の流れが清き川になるような、自然に対してできるような自然状況になってから公園を造っていただきたいというふうに考えます。まだ淡島地区も濁毛地区も田んぼが全然できておりません。また、橋も今、取り替え中です。いろいろ難問もありますけれども、もう少し時期を延ばしていただいて、また執行部のほうで考えていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに反対討論はありませんか。

4 番、赤坂修君。

○4 番（赤坂 修君） ただいま提出されております動議に対して、反対の立場で討論をいたします。

3 月定例会では、親水公園整備構想委託料と、ひのき風呂浴室改修工事、2 件の減額修正動議が出され、可決し、今回の一般会計補正予算に再度親水公園構想委託料、工事名はちょっと変えられておりますが、山江温泉「ほたる」新館改修工事として計上されており、今回も1 件の修正動議が出されました。

昨日、定例会終了後、議長の計らいで、今回の減額修正動議の説明があり、前もって協議をさせていただきありがとうございました。今回は親水公園整備構想委託料300 万円の減額修正であります。山江温泉「ほたる」新館改修工事については、420 万円増額されておりますが、3 月定例会では、全体的な施設整備の検討を行い、改善計画のもとに予算計上されることが適当であるという理由の減額修正であったかと思います。

今現在、議会に対して改善計画が示されていない中で、理解をいただいたということで私は認識をいたしました。親水公園整備構想委託料については、昨日の協議

の中で、副議長をはじめ複数の発議者の方が、親水公園については賛成であるが、時期が早すぎる、復旧・復興のめどが立ってから予算化ということを言われておりました。

先ほどの質疑の中で、執行部より、復旧工事完了まで3年、親水公園整備については3年かかるという答弁でありました。私は前回も言いましたが、復旧工事と親水公園整備は同時進行すべきであると考えております。半数の5名の方が発議者となっておりますが、復旧工事完了まで3年、親水工事整備に3年かかるということです。復旧工事完了後、予算計上ならば、公園整備完了まで復旧工事完了から3年またかかります。親水公園整備には、発議者の方が賛成であるならば、復旧工事完了と同時に整備が完了する同時進行が誰もがベストではないかと考えます。いかがでしょうか。以上、反対討論を終わります。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに討論ありませんか。

8番、西孝恒君。

○8番（西 孝恒君） ただいまの令和4年度一般会計補正予算（第2号）の修正案に対しまして、賛成の立場で討論いたします。

まず、企画総務費の委託料の親水公園整備構想委託料300万円につきましては、現在まだ令和2年7月豪雨被災箇所ですね、工事中ですけれども、その進捗率は建設課のスケジュールではですね、工事本数ベースで約51%、それから金額ベースでは約20%というところでありますから、今後もですね、復旧へ全力集中されて、村民の方が一日も早い安全な生業へとなりますことが望まれると思います。村民の方もそここのところを見ておられるんじゃないかと思うんですが、そのような中でですね、親水公園、ちょっと待っていただいてもよいのではという気がします。

前回の3月定例会の中で、修正可決とされたものと同じでもありますし、復旧を優先してその後、復興のシンボルとして取り組まれてもよいのではと思います。

また、先ほどの質疑ではですね、工事は非常に急ぐというようなイメージであります。またしかし、村としての考えとしてはですね、場所とか規模とか、概要とか、その工事の内容がまだまだ白紙ということもあります。

そういうことで、賛成の立場でございます。終わります。

○議長（中竹耕一郎君） 次に、反対の討論はありますか。

2番、久保山直巳君。

○2番（久保山直巳君） ただいま議題になっております親水公園の修正案について、反対の立場でございます。

先ほど来ですね、いろいろと構想、委託料についてはですね、時期尚早だとか、早すぎだとかいう話が出ております。赤坂議員のほうからも、同時にですね、進め

なければいけないというふうに先ほど言われましたので、私もですね、同意見でありまして、この親水整備構想についてはですね、復旧・復興と同時にですね、時期尚早という言葉がたびたび出てきますけれども、時期尚早的にですね、進めていかなければいけない事業だと思いますので、今回の修正案には反対でございます。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに討論ありませんか。

3 番、中村龍喜君。

○3 番（中村龍喜君） 私は、この修正動議に賛成の立場で意見を言います。

確かに言われるようなこともわかりますけれども、先ほどの説明の中にもありましたように、現状災害復旧がまだ金額的には20%ぐらいだと。要するに現状も確定しない中、道路等の嵩上げ等も考慮されているようです。橋等もあります。そして、また雨季がまいります。そのような中で、現状がどのように変わっていくかはわからない中での構想はいかがかというふうに私は思うわけです。

でもって、先ほどから言われますように、ある程度のめどがたったというか、現状が見えたときに考えるべきではなかろうかというふうに思っております。よって、この修正動議に対しては、私は賛成であります。

以上です。

○議長（中竹耕一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号、令和4年度山江村一般会計補正予算（第2号）の採決を行います。

まずはじめに、本案に対する横谷巡議員外4人から提出された修正案について、起立によって採決をいたします。本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中竹耕一郎君） 起立多数です。ご着席ください。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決をされました。

—————○—————

日程第11 議案第40号 令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算

(第1号)

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第11、議案第40号、令和4年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第41号 令和4年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第12、議案第41号、令和4年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第13 議案第42号 令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第13、議案第42号、令和4年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第４２号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

—————○—————

日程第１４ 議案第４３号 令和４年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第１号）

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１４、議案第４３号、令和４年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第１号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第４３号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１５ 議案第４４号 令和４年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第１号）

○議長（中竹耕一郎君） 次に、日程第１５、議案第４４号、令和４年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第１号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議案第４４号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１６ 閉会中の継続調査申出書

○議長（中竹耕一郎君） 日程第１６、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長からお手元に配付しております申出書が提出されています。よって、委員長の申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本会議で議決されました事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、議長に委任することに決定いたしました。

これで、本定例会の会議に付された事件は全て終了をいたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中竹耕一郎君） 異議なしと認め、令和４年４回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

閉会 午前１１時４６分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員